

4-1. ポンプ場共通事項

(1) ポンプ場維持概要

ア ポンプ場は、排水自然流下不全地域の下水をポンプアップし、自然流下の可能な地区まで汚水を圧送するための施設である。この施設が正常かつ円滑に稼働できるよう、その機能維持のための保守点検業務を行うもの。

(2) 管理共通

- ア ポンプ場内及びマンホール内への入場時は、必ずガス濃度測定を行い、安全を確認してから入る。ガス検知器の設置されている個所は、月に1回以上の検知器の確認を行う。
- イ 場内及びマンホールで作業を行うときは、2名以上で行う。
- ウ 場内及びマンホールでは、ヘルメットを着用する。
- エ 季節に応じ外灯のタイマー設定時間に変更になるので1-Tに従い変更すること。
また、巡視時にタイマーの設定時間及び現在時刻の確認を行うこと。
- オ ポンプ場への入場前後で東部浄化センター中央監視室指令員に連絡を入れること。また、安茂里ポンプ場に立ち入る際は、地下室換気装置の稼働を指令員に指示すること。

(3) 点検等

原則として下記によるが、必要により適宜行うこと。

- | | | |
|--------------------|--------------|--------------|
| ア 定期点検：運 転 状 況 記 録 | 安茂里：週1回 | 新諏訪・川合新田：月2回 |
| 場内・建物内点検 | 安茂里：週1回 | 新諏訪・川合新田：月2回 |
| 電 気 点 検 | 月2回 | |
| 機 械 点 検 | 月1回 | |
| 中 央 監 視 記 録 | 安茂里・川合新田：日4回 | |
| 高圧受電設備点検 | 安茂里・川合新田：年1回 | |
| 低圧絶縁抵抗測定 | 年1回 | |
| 計 装 設 備 点 検 | 安茂里・川合新田：年1回 | |
| 自 家 発 点 検 | 安茂里：年1回 | |
| ガ ス 検 知 器 点 検 | 安茂里・川合新田：年1回 | |
| 消 火 器 点 検 | 安茂里・川合新田：年1回 | |
| 誘 導 灯 設 備 点 検 | 安茂里・川合新田：年1回 | |
| 地 下 タ ン ク 点 検 | 安茂里：年1回 | |
| イ 定期測定：簡 易 臭 気 測 定 | 安茂里・川合新田：年4回 | |
| 臭 気 測 定 | 安茂里：必要に応じて | |
| 活 性 炭 性 能 分 析 | 安茂里：必要に応じて | |
| ウ 随時業務：ポンプ場内の清掃 | | |
| 樹木の消毒、剪定 | | |
| 場内の除草 | | |
| 場内の整理整頓 | | |

4-2. 安茂里汚水ポンプ場の運転方法

(1) 電力契約種別 高圧電力： 3φ3W 6.6kV 60Hz

場 内： 動力 AC420V 60Hz 3φ3W
電 灯 AC100V 60Hz 1φ3W

(2) 基本運転設定

機 器	設 定	自 動 要 素
受電VCB切替	手動 <input type="checkbox"/> 自動	自家発運転時・保護継電器動作時VCB遮断 自家発自動停止時VCB投入
自家発切替	手動 <input type="checkbox"/> 自動	自家発運転停止時切替
コンデンサNo. 1	切 <input type="checkbox"/> 入	
コンデンサNo. 2	切 <input type="checkbox"/> 入	
流入ゲート	現場 <input type="checkbox"/> 電気室	ポンプ井異常高・受電保護装置動作時閉、手動開
自動除塵機	<input type="checkbox"/> 現場 <input type="checkbox"/> 電気室	
揚砂ポンプ	現場 <input type="checkbox"/> 電気室	手動 <input type="checkbox"/> 自動
No. 1, 2細断装置	現場 <input type="checkbox"/> 電気室	プログラムタイマー運転
No. 3細断装置	現場 <input type="checkbox"/> 電気室	プログラムタイマー運転 (2台連続運転) プログラムタイマー運転
沈砂洗浄機	単独 <input type="checkbox"/> 連動	揚砂ポンプ起動時、運転
脱臭ファン	現場 <input type="checkbox"/> 電気室	手動 <input type="checkbox"/> 自動
ポンプ井攪拌機	手動 <input type="checkbox"/> 自動	プログラムタイマー運転 連続運転
汚水ポンプ	現場 <input type="checkbox"/> 電気室	手動 <input type="checkbox"/> 自動
自家発	手動 <input type="checkbox"/> 自動	<input type="checkbox"/> A水位一定制御 (インバータ) + 水位運転 停電時自動運転停止
給気・排気ファン	単独 <input type="checkbox"/> 連動	自家発連動
燃料移送ポンプ	手動 <input type="checkbox"/> 連動	燃料小出し槽液位
定期操作・作業		
流入ゲート	動作テスト	1ヶ月
水路	切替周期	2ヶ月 1・2系 分水ゲート切替、揚砂ポンプ入替
汚水ポンプ	切替周期	2週間
自家発	実負荷運転	奇数月 受電PAS <input type="checkbox"/> 遮断 30分程度運転後 受電PAS <input type="checkbox"/> 投入
	無負荷運転	偶数月 発電機 <input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 起動 5分程度運転後 <input type="checkbox"/> 停止
燃料移送ポンプ	切替周期	2ヶ月
機器点検	周期	1ヶ月
水中ミキサー	オイル交換	3ヶ月
沈砂搬出し	周期	0.5ヶ月 2週に1回スクレーンベヤを運転し沈砂を掻上げる
しき搬出し	周期	適宜 月に1回、除塵機運転

(3) 凍結対策

シャッター室、湯沸かし室の水抜き

(4) 汚水ポンプ運転順位設定方法

安茂里汚水ポンプ場の電気室内監視操作盤にある下図の運転順序設定器により設定を行う。

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	
1 台目	1P1	2P1	3P1	4P1	No. 3, 4 汚水ポンプより選択
2 台目	1P2	2P2	3P2	4P2	No. 1, 2 汚水ポンプの VVVF ポンプを選択
3 台目	1P3	2P3	3P3	4P3	No. 3, 4 汚水ポンプで 1 台目選択以外のもの
4 台目	1P4	2P4	3P4	4P4	固定速を選択

4-3. 故障発生時対処方法 (安茂里污水ポンプ場)

(1) 原則

- ア 異常発生時 (事故に至っていない)
受電VCB又は、系統別のCBを開放し、センター担当者へ連絡
- イ 事故時
所定の処置後、高圧設備についての事故の場合は、直ちに主任技術者へ連絡

(2) 故障対処

- ア PAS遮断時 (PASの遮断要素は高圧部 (3φTr 200KVA 以前) 地絡事故)
自家発自動起動
- イ VCB52R遮断時 (遮断要素: 受電過電流、受電地絡、変圧器重地絡)
受電過電流動作 (電流継電器は污水ポンプ1台運転分の設定)
MC83RGより上部の故障ならばPAS遮断後、自家発起動・運転操作可能
受電地絡 自家発起動・運転操作可能
変圧器重地絡 (3φTr 200KVA 以後の地絡) 自家発運転不可、地絡原因修繕後、復帰
- ウ MC83RG故障時
自家発運転不可、地絡原因修繕後、復帰
- エ UPS故障時
UPS故障発生時は、本体のキースイッチをバイパスにセットすることにより計装電源復帰。
- オ UPS故障中に停電発生
①受電盤43A-52R 手動、#3-52R 切 (VCB遮断)
②自家発 手動、起動 (自家発運転)
③低圧分電盤43A-83RG 手動、#3-83RG 自家発 (自家発復電)
- カ 主ポンプ速度制御盤 (VVVF) 故障時
污水ポンプ故障が発生した場合は、次の運転号機を繰り上げて運転させる。
No.1,2号污水ポンプ用の速度制御機が故障となった場合は、固定速運転側に自動切替。
- キ 水位計故障時
水位計の故障は、水位の偏差にて発生し、正常な水位計にて運転。また、浸水時はNo.2水位計に自動切替。
水位計2台故障時は、手動による主ポンプの運転・停止。
- ク 機器故障時の対応
污水ポンプ等機器の故障により、污水送水能力が失われた場合は緊急事態、沈砂機械室が水没する

恐れがある場合は非常事態とし、速やかに担当者へ連絡する。

水没する恐れがある場合は、流入ゲートを閉鎖し対応する。流入ゲートを操作する場合は、マンホールからの溢水状況調査を下水道整備課に依頼する。

(3) 停電時の対応

ア 安茂里ポンプ場で停電が発生した場合は緊急事態とし、担当者に速やかに連絡する。

イ 停電が発生した場合、非常用発電機が起動したことを確認する。起動しなかった場合は非常事態とし、沈砂機械室が水没しないよう速やかに対応する。

ウ 停電が長時間に渡る場合も非常事態とし、非常用発電機燃料の手配等行う。

4-4. 新諏訪汚水ポンプ場の運転方法

(1) 電力契約種別 動力: AC 220V 60Hz 3φ3W

(2) 運転設定

機器(SW)	設 定	自 動 要 素
運転モード	自動 ・切・手動	マンホール内水位による自動運転(1号・2号)
動作モード	連動 ・単独	マンホールポンプの自動・交互運転及び並列運転
水位計1	投込み式水位計	ポンプON-OFF、連動並列運転
水位計2	レベルスイッチ	異常高水位時のポンプ強制運転

(3) 水位計バックアップ

水位計1故障等の異常高水位時には、水位計2(フリクトレベルスイッチ)による1・2号ポンプの並列強制運転に切り替わる。

(4) 管理棟の点検

管理棟内沈砂池(ポンプ井)が緊急用汚水貯槽になっているため、管理棟の施錠・外観確認時にはポンプ井の状況確認を行い、必要に応じて滞水の排水を行う。

4-5. 川合新田汚水ポンプ場運転方法

(1) 電力契約種別 動力： AC 220V 60Hz 3φ3W
 電灯： AC 100V 60Hz 1φ3W

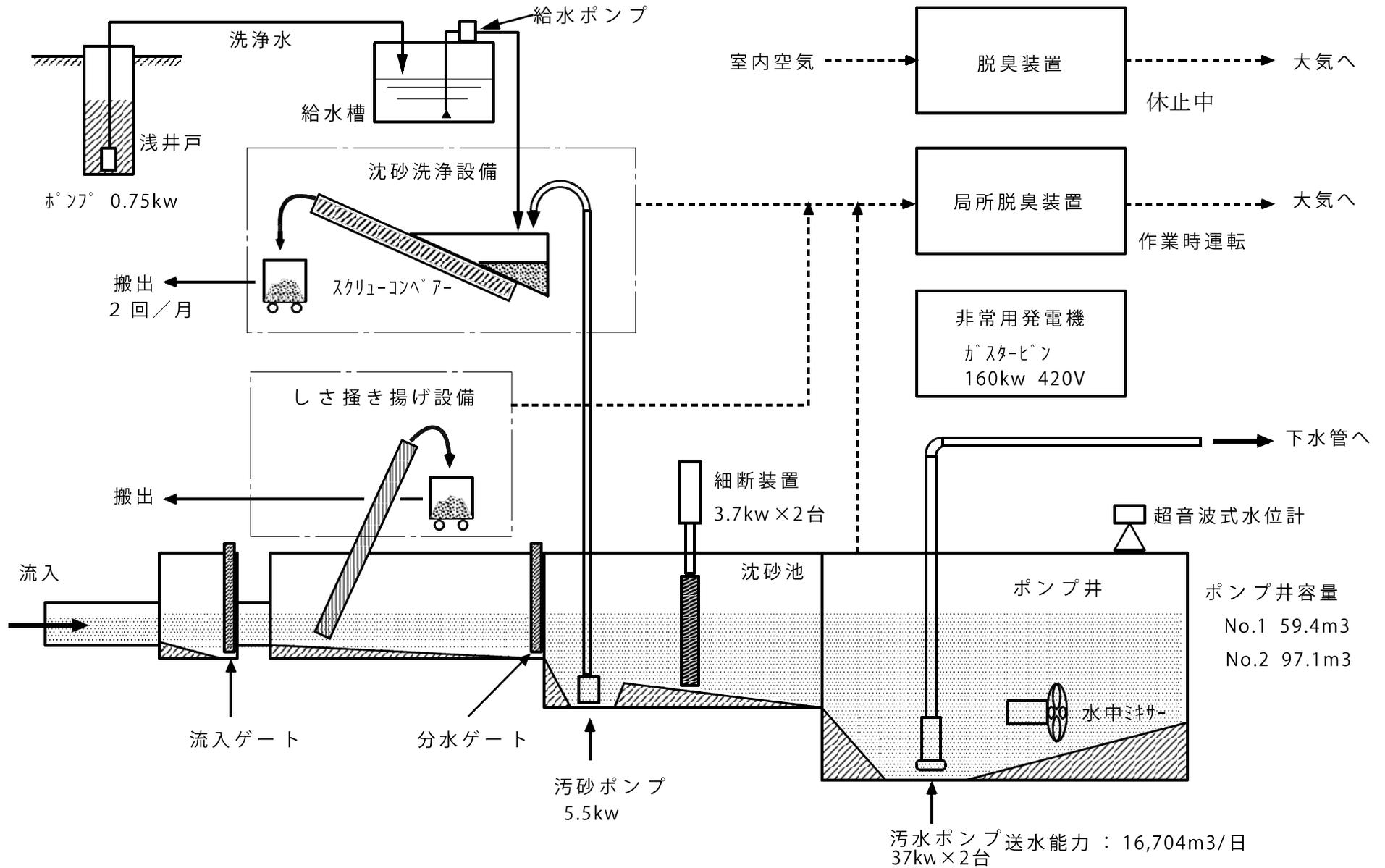
(2) 運転設定

機器(SW)	設定	自動要素
運転モード	<input type="checkbox"/> 自動・手動	ポンプ井水位による自動運転
動作モード	<input type="checkbox"/> 連動・単独	ポンプ、吐出弁の単独操作
切替モード	No. 1- <input type="checkbox"/> 交互-No. 2	自動運転時起動ポンプ設定
脱臭装置	休止中	
水位計	<input type="checkbox"/> 水位-レベルスイッチ	ポンプ制御回路選択

(3) 故障発生時

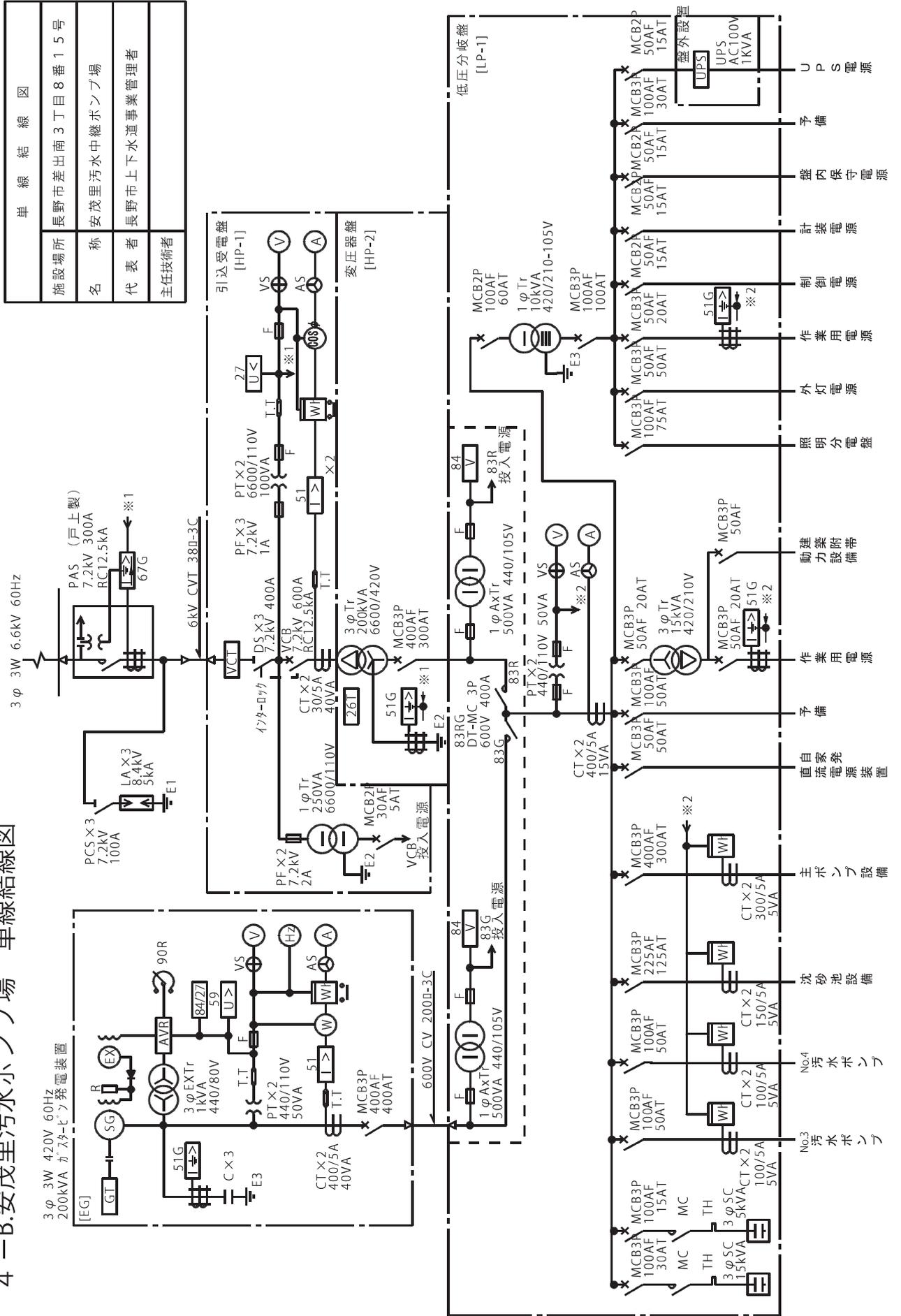
ポンプ故障：ポンプ運転モードが自動・交互であれば2台目自動運転を行う。

4 - A . 安茂里汚水ポンプ場 フローシート

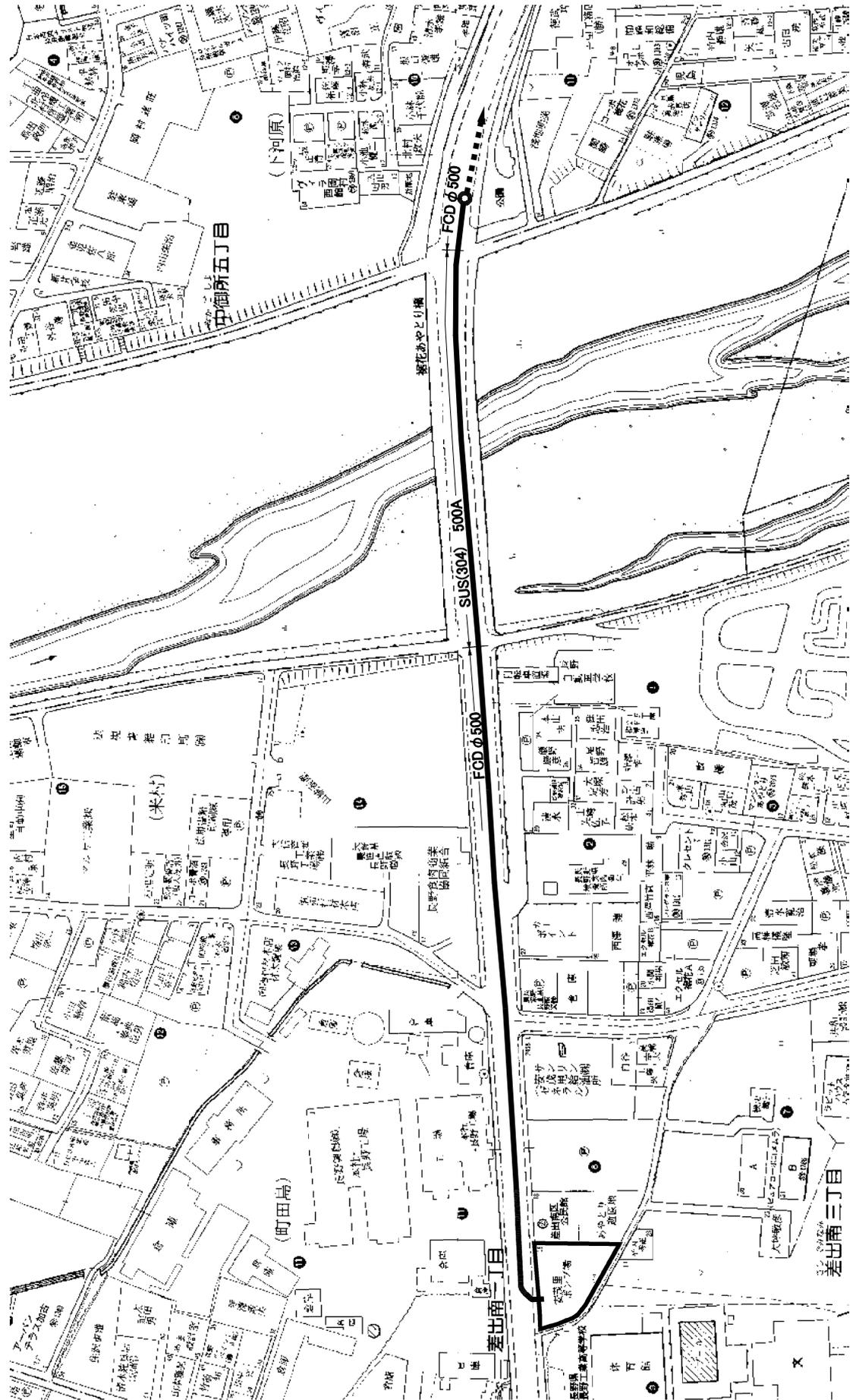


4-B.安茂里汚水ポンプ場 単線結線図

単線結線図	
施設場所	長野市差出南3丁目8番15号
名称	安茂里汚水中継ポンプ場
代表者	長野市上下水道事業管理者
主任技術者	

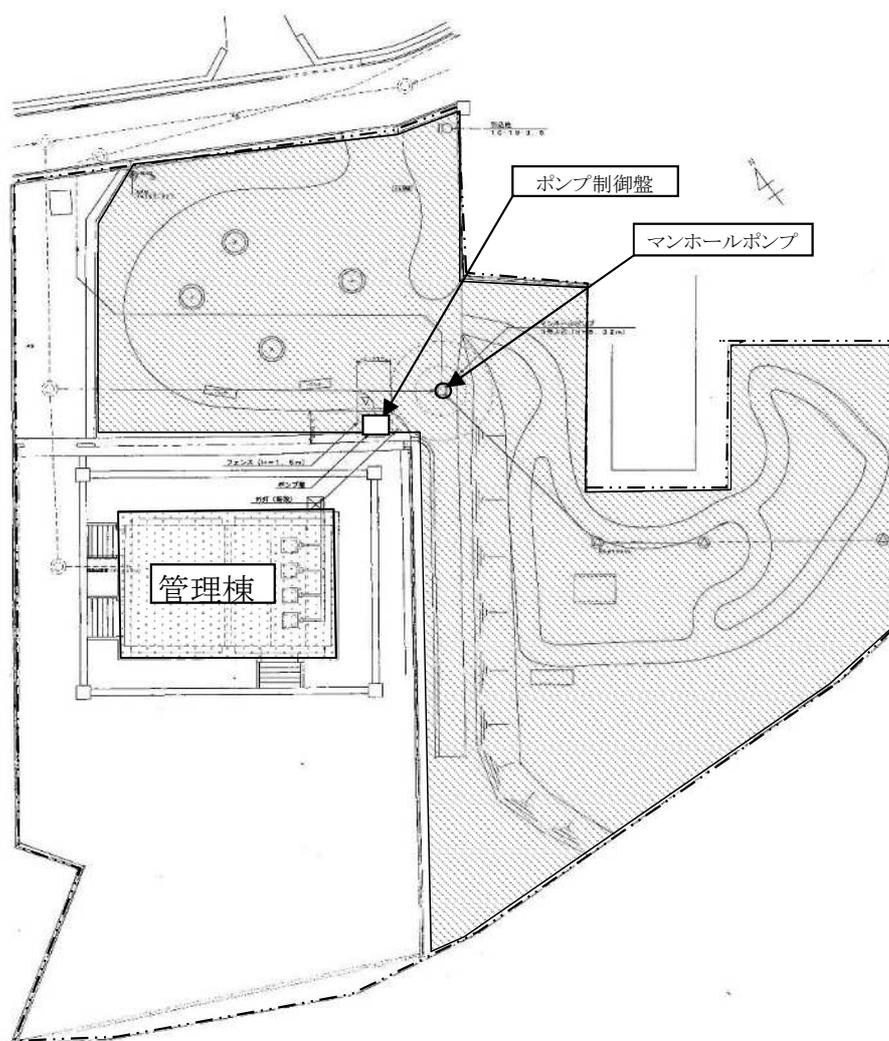


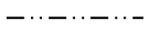
4-C. 安茂里污水ポンプ場 圧送管図



4-D 新諏訪汚水ポンプ場配置図

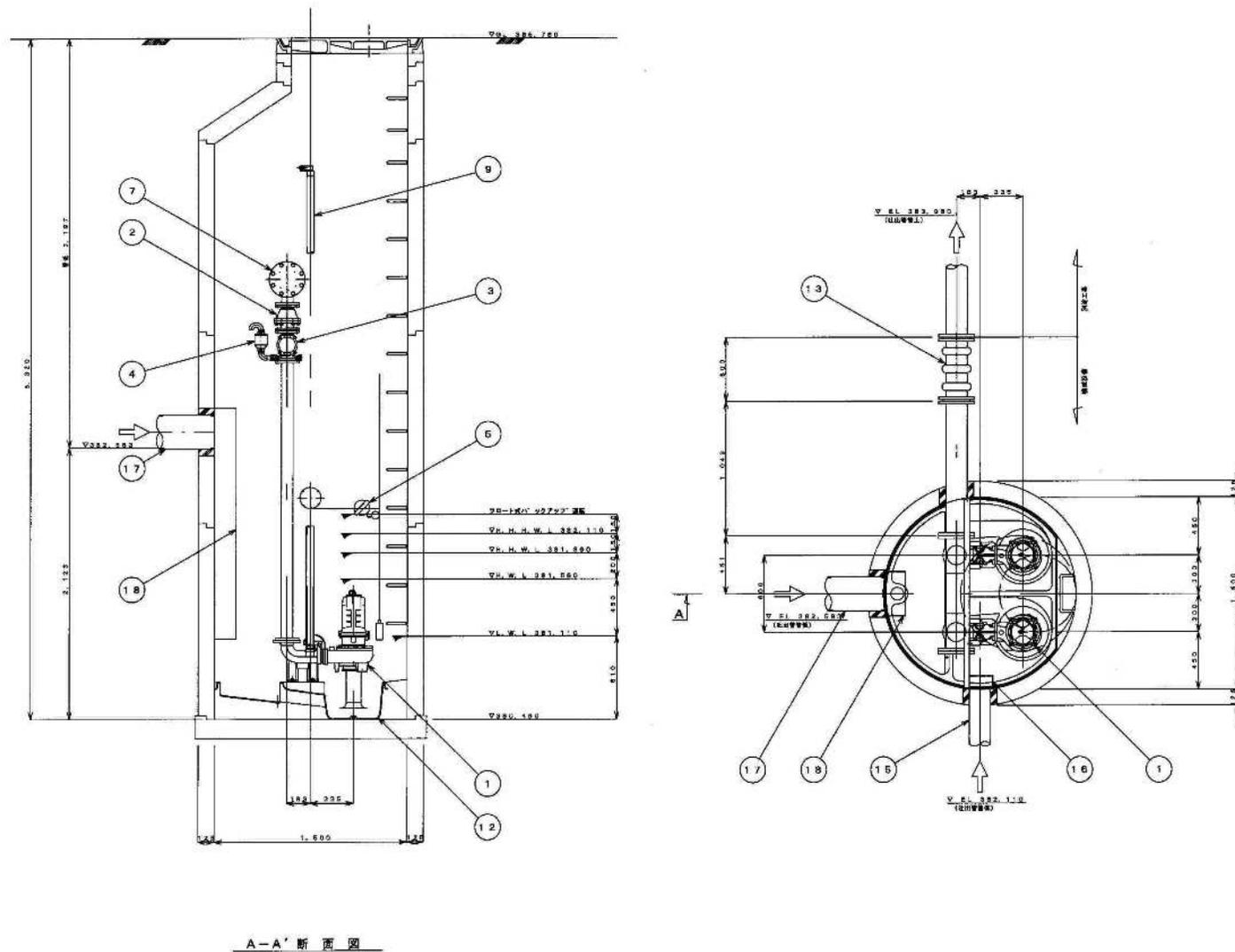
新諏訪汚水ポンプ場配置図



-  : 公園
-  : 管理棟
-  : 敷地境界線

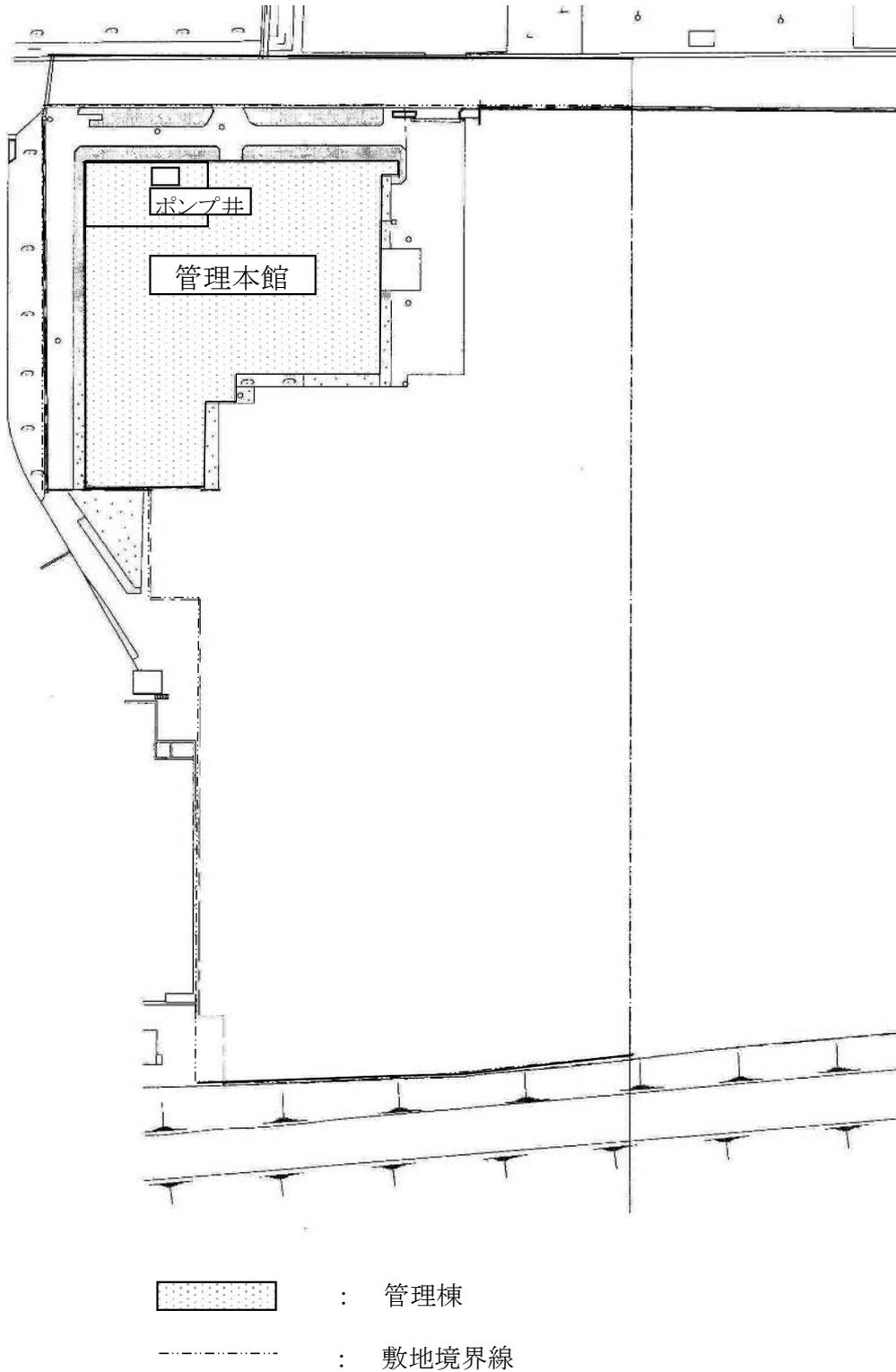
4-E 新諏訪汚水ポンプ場マンホールポンプ図

新諏訪汚水ポンプ場マンホールポンプ構造図

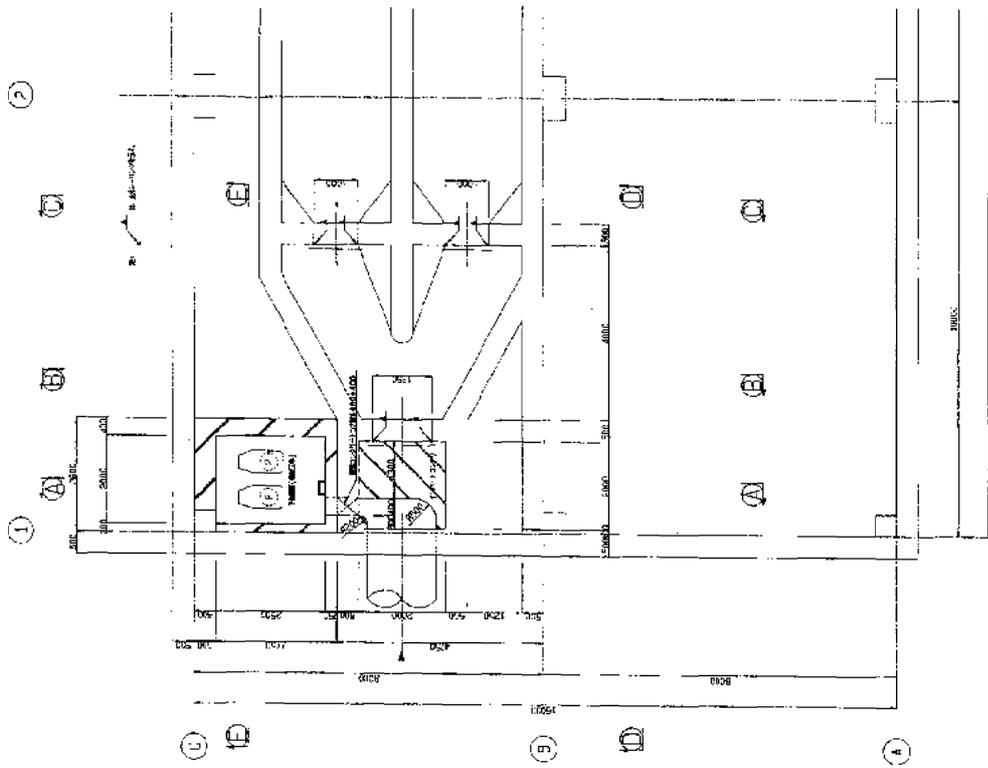
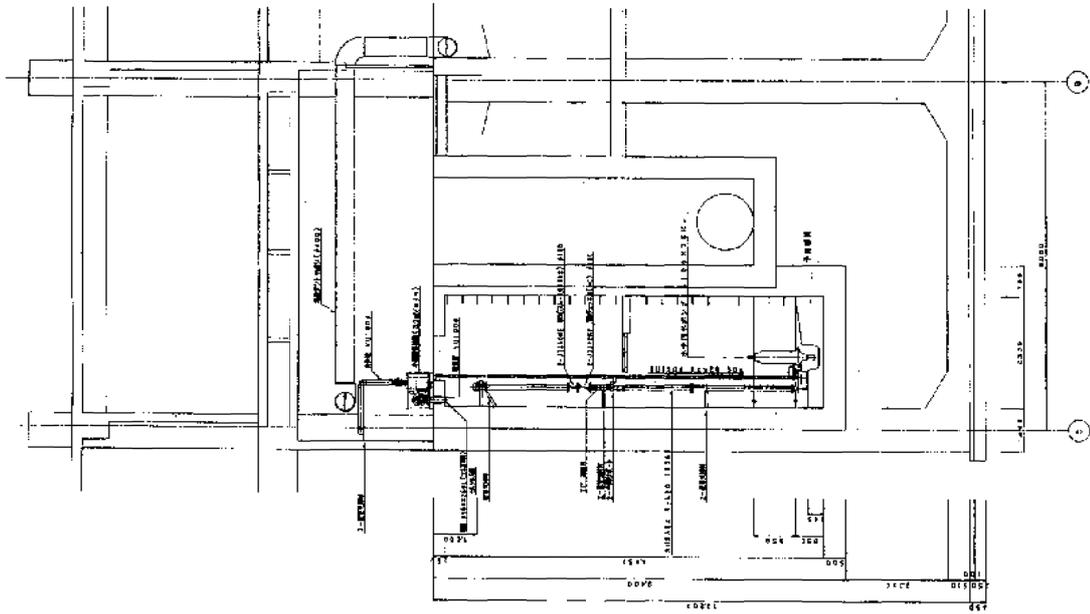


4-G. 川合新田污水ポンプ場配置図

川合新田污水ポンプ場配置図



4-H. 川合新田汚水ポンプ場 ポンプ井図



△-A新断面図

4-J. ポンプ場水位設定表

安茂里污水ポンプ場

場 所		槽内水位	標 高	内 容
流 入 渠		9.0	357.500	流入渠水位異常高
	HH	3.5	352.000	
	0点	0.0	348.500	
ポ ン プ 井 (投げ込み式)	HHH	(5.4)	350.800	水位計切替、ポンプ井スラブ面
	HH	5.30	350.700	ポンプ井水位異常高(流入ゲート閉)
	-	4.50	349.900	(非常事態)
	H4	3.20	348.600	4台目運転(計画時間最大汚水流量)(緊急事態)
	H3	2.90	348.300	3台目運転
	H2	2.60	348.000	2台目運転
	H1	2.40	347.800	1台目運転
	L4	2.30	347.700	4台目停止
	L3	2.10	347.500	3台目停止
	M	2.00	347.400	運転目標水位
	L2	1.90	347.300	2台目停止
	L1	1.00	346.400	1台目停止
	LL	0.65	346.050	ポンプ井水位異常
0点	0.00	345.400		
給 水 槽 (電極式)	スラブ	(4.00)	351.800	給水槽スラブ面
	HH	3.55	351.350	給水槽水位高
	H	3.35	351.150	井戸ポンプ停止
	L	2.78	350.580	井戸ポンプ運転
		2.00	349.800	渴水自動復帰
	LL	1.90	349.700	給水槽水位低、揚砂ポンプ運転インターロック
0点	0.00	347.800	低盤	

新諏訪汚水ポンプ場

場 所		槽内水位	標 高	内 容
流 入 管			382.583	流入管
ポ ン プ 井 (投げ込み式)	H 3	1.65	382.110	ポンプ井スラブ面 警報（異常高水位） 2台目運転 1台目運転、2台目停止 1台目停止（予旋回槽タイマー運転）
	H 2	1.40	381.860	
	H 1	1.10	381.560	
	L	0.65	381.110	
	0点	0.00	380.460	

川合新田汚水ポンプ場

場 所		槽内水位	標 高	内 容
ポ ン プ 井 (投げ込み式)	スラブ			ポンプ井スラブ面 ポンプ井水位異常高 運転 停止
	HH			
	M	0.875		
	L 1	0.050		
フリクト式	0点			
	HH			
	M L			

4-K. ポンプ場監視盤警報対処

安茂里污水ポンプ場監視盤

故障警報	内容
受電停電	受電停電(27)、自家発
受電重故障	受電過電流、受電地絡、Tr二次重地絡、Tr温度上昇、Tr二次MCB断
受電軽故障	Tr二次軽地絡、遮断機操作電源MCB断No. 1、2コンデンサ故障
MCBトリップ	各MCBトリップ
自家発重故障	自家発過負荷、不足電圧、過電流、非常停止、始動渋滞、過速度、潤滑油圧力低下、排気温度上昇
自家発軽故障	自家発燃料小出槽油面低下、蓄電池液面低下、検出器故障、地絡
燃料槽液位異常	燃料タワ油面低下、小出槽油面異常低、異常高
No. 3汚水ポンプVVVF故障	VVVF故障
No. 4汚水ポンプVVVF故障	VVVF故障
流入渠水位異常高	
流入ゲート故障	過負荷、過トルク、閉渋滞
自動除塵機故障	過負荷、過トルク
揚砂ポンプ故障	過負荷、地絡、浸水
沈砂洗浄機故障	スクリューコンベヤ過負荷、過トルク、洗浄攪拌機過負荷
給水装置故障	No. 1, 2給水ポンプ過負荷
給水槽水位異常	給水槽水位低、高
No. 1細断装置故障	過負荷、過トルク
No. 2細断装置故障	過負荷、過トルク
No. 3細断装置故障	過負荷、過トルク
沈砂池設備シーケンサ故障	
脱臭ファン故障	過負荷
No. 1ポンプ井攪拌機故障	過負荷、地絡、温度上昇
No. 2ポンプ井攪拌機故障	過負荷、地絡、温度上昇、低水位
自家発補機故障	給気ファン過負荷、排気ファン過負荷、燃料移送ポンプ過負荷
No. 1汚水ポンプ故障	過負荷、地絡、浸水、温度上昇
No. 2汚水ポンプ故障	過負荷、地絡、浸水、温度上昇
No. 3汚水ポンプ故障	過負荷、地絡、浸水、温度上昇、VVVF故障、無送水
No. 4汚水ポンプ故障	過負荷、地絡、浸水、温度上昇、VVVF故障、無送水
CC-1故障	搬出入用・揚砂ポンプ用ホイスMCB断、制御電源MCB断
CC-2故障	制御電源MCB断、VVVF送りMCB断
VVF故障	過負荷、インバータ故障
計装電源故障	UPS故障、計装電源AC100V、DC24V断
汚水ポンプ設備シーケンサ故障	
ポンプ井水位異常	異常低、異常高
制御渋滞	東部親機からの制御不能
回線断	ポンプ場子機から東部親機までの信号回線断

侵入	ポンプ場建物中出入口から通路T字部を中心に人感知
多重選択	
テレメータ電源異常	
中継端子盤シーケンサ故障	
ポンプ井水位計異常	水位計偏差発生時
No. 1 汚水ポンプ無送水	無送水時
No. 2 汚水ポンプ無送水	無送水時
No. 3 汚水ポンプ無送水	無送水時
No. 4 汚水ポンプ無送水	無送水時

新諏訪ポンプ場異常通報（コルススCSDJ）

故障警報	内容
異常高水位	HHHWL : 382.110
NO. 1 ポンプ異常	欠相・過負荷、漏電
NO. 2 ポンプ異常	欠相・過負荷、漏電
停電	停電発生、停電復帰（正常）
水位計異常	
停電時高水位	

川合新田ポンプ場監視盤（コルススCSDJ）

故障警報	内容
停電	川合停電
異常侵入	管理棟玄関内人感知
No. 1 汚水ポンプ機械故障	ポンプ浸水
No. 2 汚水ポンプ機械故障	ポンプ浸水
No. 1 汚水ポンプ電気故障	過電流
No. 2 汚水ポンプ電気故障	過電流
ポンプ井水位故障	ポンプ位高
受水槽水位異常	受水槽水位高、低
床排水ピット異常高	
酸素濃度低	ポンプ井酸素濃度18%以下
硫化水素濃度高	ポンプ井硫化水素濃度10%以上

5-1. マンホールポンプ場の管理

(1) マンホールポンプ場概要

ア マンホールポンプ場は、排水自然流下不全地域の下水をポンプアップし、自然流下の可能な地区まで汚水を圧送するための施設である。

イ 各処理区の公共マンホールポンプ場を5-Aに示す。

(ア) 単独公共下水道東部処理区	12ヶ所
(イ) 流域関連公共下水道下流処理区	17ヶ所
(ウ) 流域関連公共下水道下流処理区-豊野処理分区	16ヶ所
(エ) 流域関連公共下水道上流処理区	59ヶ所
(オ) 特定環境保全公共下水道飯綱処理区	8ヶ所
(カ) 特定環境保全公共下水道下流処理区	11ヶ所
計	123ヶ所

(2) マンホールポンプ場の管理

ア 巡視点検

(ア) 点検回数：3ヶ月に1回

(イ) 点検項目：マンホール槽内

- ①人孔蓋の点検
- ②マンホール内部のひび割れ、塗装の剥離、漏水の有無の確認
- ③機器類の腐食状況確認
- ④ポンプの異音及び振動の確認
- ⑤逆止弁の動作確認
- ⑥ケーブルの損傷等確認
- ⑦異常な水位の痕跡確認
- ⑧異常な臭気の発生確認
- ⑨スカム及び堆積汚泥の状況確認
- ⑩水位計、フロートスイッチの動作状況確認

現地制御盤

- ①外観の点検
- ②電流計等指示値の記録及び異常の確認
- ③漏電遮断器等の保護装置の動作確認
- ④ヒーター、冷却ファンの動作確認
- ⑤非常通報装置の動作確認
- ⑥電気回路絶縁抵抗の測定

イ 定期清掃

(ア) 清掃回数：年1回（巡視点検時及び汚水ポンプ引き上げ時）

(イ) 清掃方法：高圧洗浄機を使用し内部を清掃する。

予旋回槽のないマンホール及び必要に応じて、バキューム車により堆積物の除去を行う。堆積物は関係法令を遵守し適正に処分する。

ウ 汚水ポンプ定期点検

(ア) 点検回数：年1回、汚水ポンプを引き上げ、点検を行う。

(イ) 点検項目：①腐食、損傷等の確認

②清掃

- ③オイル・オイルシールの確認、交換
- ④インペラー、ケーシング等の磨耗状況確認

(3) 待機監視

- (ア) 5-Aに示すマンホールポンプ場について、管理棟2F中央監視室にて待機監視を行う。
- (イ) 5-Aに示すマンホールポンプ場以外の特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場及び農業集落排水処理施設マンホールポンプ場については、平日夜間(17:00～翌日8:30)及び休祭日のみ、管理棟2F中央監視室にて待機監視を行う。

5-2. マンホールポンプ場の運転

(1) 汚水ポンプの運転方法

- ア 水位計及びフロートスイッチによる自動運転とする
- イ 汚水ポンプが2台設置されている場合は自動運転時交互運転とする。

5-3. マンホールポンプ場の 停電・故障時の対応

(1) 停電時の対応

- ア 市内で停電が発生した場合、停電により汚水が流出する恐れがある場合は緊急事態、停電が長時間にわたり、汚水が流出した場合は、非常事態とし、発電機・バキューム車等の手配を行い、汚水の流出防止に努める。なお、各マンホールポンプ場が接続する発電機容量は5-Bのとおり。
- イ 汚水が流出した場合は、流出経路等を消石灰で消毒し、環境（河川）影響調査を行う。又、2-Hにより対応し、県生活排水課、長野地方事務所環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（6-B）で報告する。

(2) 故障時の対応

- ア 故障の通報があった場合は、速やかに現地へ赴き、対応する。
- イ ポンプ等の故障により汚水流出する恐れがある場合は、緊急事態、汚水が流出した場合は非常事態とし、発電機・バキューム車の手配を行い、汚水の流出防止に努める。なお、各マンホールポンプ場が接続する発電機容量は5-Bのとおり。
- ウ 汚水が流出した場合は、流出経路等を消石灰で消毒し、環境（河川）影響調査を行う。又、2-Hにより対応し、県生活排水課、長野地方事務所環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（7-B）で報告する。

(3) 災害時の対応

- ア 地震災害や水害等の自然災害が発生した場合は、長野市下水道事業業務継続計画〈地震災害・水害版〉および令和3年3月下水道施設課制定の下水道施設の災害復旧の手引きにより対応する。
- イ マンホールポンプ場の浸水想定区域等（土砂災害、水害）を5-Bに示す。

(4) 特記事項

- ア No. 74 橋場マンホールポンプ場（5-A マンホールポンプ場一覧表）については流入量が多くポンプ停止時に溢水が起りやすいため異常高水位警報を発報した場合、必ずバキューム車の手配を行い、近隣住民へ排水を控える旨の連絡をする。

5-A マンホールポンプ場一覧表

NO	ポンプ場名	所在地	ポンプ種類	出力 (KW)	吐出量 (m3/min)	供用年月	圧送揚水	定格電流 [A]	竣工図 の有無
1	更北1号	真島町川合1512-5前	スクリュー	2.2	0.660	H8.10	揚水式	8.3	有
2	更北2号	真島町川合496-1	スクリュー	1.5	0.600	H8.10	揚水式	5.6	有
3	更北3号	真島町川合183-3前	スクリュー	0.75	0.200	H8.10	揚水式	3.4	有
4	更北4号	真島町真島1217-1前	スクリュー	2.2	0.538	H8.10	揚水式	7.6	有
5	更北5号	真島町真島1946-2前	スクリュー	0.75	0.151	H8.10	揚水式	2.9	有
6	更北6号	真島町真島1986-1前	スクリュー	0.75	0.245	H8.10	揚水式	2.9	有
7	更北7号	真島町真島2125-5前	スクリュー	0.75	0.200	H8.10	揚水式	2.9	有
8	更北8号	真島町真島1320-1前	スクリュー	0.75	0.240	H8.10	揚水式	2.9	有
9	更北9号	真島町真島69-2前	スクリュー	0.75	0.240	H8.10	揚水式	2.9	有
10	更北10号	真島町真島168-4前	スクリュー	0.75	0.200	H8.10	揚水式	2.9	有
11	綱島1号	青木島町綱島306-3前	スクリュー	1.5	0.420	H10.8	揚水式	6.7	有
12	綱島2号	青木島町綱島697-2	スクリュー	0.75	0.240	H11.4	揚水式	3.5	有
13	大塚1号	青木島町大塚1479-2	スクリュー	0.75	0.160	H10.8	揚水式	4.3	有
14	青木島1号	青木島4丁目-9	ノンクロ	0.75	0.540	H12.7	揚水式	11.7	有
15	青木島2号	青木島1丁目100-2	ボルテックス	1.5	0.300	H13.9	揚水式	6.8	有
16	丹波島1号	丹波島1丁目102-1	ノンクロスクリュー	3.7	1.500	H13.12	揚水式	15.4	有
17	上水鉋1号	川中島町上水鉋1444-2	ノンクロ	0.75	0.480	H17.1	揚水式	7.2	有
18	下水鉋1号	稲里町下水鉋223-1前	スクリュー	7.5	2.040	H10.6	揚水式	28	有
19	下水鉋2号	稲里町中央2丁目316-1前	スクリュー	3.7	0.960	H10.6	揚水式	15	有
20	田牧1号	稲里町田牧329	ノンクロ	0.75	0.160	H10.6	揚水式	4.2	有
21	下水鉋3号	稲里町中央1丁目343-5前	スクリュー	5.5	1.800	H10.6	揚水式	20	有
22	御厨団地	川中島町御厨195-196前	スクリュー	1.5	0.960	H13.5	揚水式	7	有
23	川中島1号	川中島町御厨1383-17	ノンクロ	0.75	0.240	H9.4	揚水式	4.2	有
25	犀南団地2号	篠ノ井神明86前	スクリュー	1.5	0.600	H15.4	揚水式	6.7	有
26	犀南団地3号	篠ノ井西寺尾2879-3	スクリュー	0.75	0.280	H15.5	揚水式	3.5	有
27	海津団地	松代町東寺尾643-4前	スクリュー	1.5	0.283	H15.4	揚水式	6.6	有
28	小森1号	篠ノ井小森1137-2	ボルテックス	3.7	0.900	H16.6	揚水式	14.5	有
29	小森2号	篠ノ井小森1105-3前	ノンクロスクリュー	0.75	0.180	H19.3	揚水式	4.2	有
30	御幣川1号	篠ノ井御幣川1188-3	スクリュー	0.75	0.350	H11.10	揚水式	4.3	有
31	御幣川2号	篠ノ井御幣川29-4	ボルテックス	1.5 0.75	0.360	H13.10	揚水式	6.8 4.0	有
32	篠ノ井会	篠ノ井会250-1	ノンクロ	1.5	0.443	H17.8	揚水式	6.6	有
33	篠ノ井杵淵	篠ノ井杵淵933-3	スクリュー	3.7	0.350	H17.12	揚水式	14	有
34	篠ノ井岡田	篠ノ井岡田596-4前	ボルテックス	1.5	0.480	H16.4	揚水式	6.8	有
35	広徳	稲里町田牧広徳1307-6	ノンクロスクリュー	0.75	0.300	H19.8	揚水式	4.2	有
36	飯綱1号	中曽根3701-40	水中渦巻多段ポンプ	5.5	0.180	H8.10	圧送式	23.4	有
37	飯綱2号	北郷2054-123	スクリュー	15	0.410	H8.10	圧送式	50	有
38	飯綱3号	中曽根2124-387	スクリュー	15	0.440	H8.10	圧送式	50	有
39	飯綱4号	門沢3745-81	スクリュー	11	1.131	H8.10	圧送式	38	有
40	飯綱5号	門沢3745-380	スクリュー	37	1.360	H8.10	圧送式	124	有
41	飯綱6号	上ヶ屋2471-17	スクリュー	7.5	0.710	H8.10	圧送式	26	有
42	飯綱7号	上ヶ屋2471-978	ノンクロッグ	2.2	0.283	H9.8	圧送式	1.4	有
43	飯綱8号	大字富田1-714	スクリュー	5.5	0.283	H10.5	圧送式	19	無
44	牛島	若穂牛島443-2	スクリュー	1.5	0.325	H13.12	揚水式	7	有
45	茂菅1号	大字茂菅79-5	ソリッドセパレーション	11	0.660	H19.10	圧送式	40	有
46	湯谷北	上松5丁目2549-4前	ボルテックス	0.75	0.160	H15.9	圧送式	4.2	有
47	松岡	松岡2丁目2373	スクリュー	2.2	0.780	H11.9	揚水式	8.4	有
48	川合新田	松岡2丁目2782	ボルテックス	0.75	0.119	H14.4	揚水式	4.2	有
49	犀北	大字安茂里8962-2	スクリュー	0.4	0.155	H10.12	揚水式	2.1	有
50	辰巳	吉田3丁目1193-3	スクリュー	1.5	0.200	H14.6	圧送式	7	有
51	小市	安茂里小市2丁目6480-2前	ボルテックス	0.4	0.150	H16.12	圧送式	6.5	有
52	三才	大字三才1439-3	スクリュー	0.75	0.160	H10.4	圧送式	4.3	有
53	綿内1号	若穂綿内168-3	スクリュー	5.5	2.340	H10.4	揚水式	22	有
54	綿内2号	若穂綿内1544-3前	スクリュー	5.5	0.540	H10.4	圧送式	20	有
55	綿内3号	若穂綿内6443-17	スクリュー	11	2.940	H11.4	揚水式	45	有
56	綿内4号	若穂綿内5820-5	ボルテックス	1.5	0.175	H16.4	揚水式	6.7	有
57	若槻東条1号	若槻東条694-2前	ボルテックス	0.25	0.071	H17.3	圧送式	5.1	無
58	上野1号	上野3丁目295-1前	ボルテックス	1.5	0.180	H18.12	圧送式	6.8	有
59	上野2号	上野3丁目1000-31	ノンクロスクリュー	1.5	0.160	H19.9	圧送式	6.7	有
60	上野3号	上野3丁目359-2前	ノンクロスクリュー	1.5	0.160	H19.9	圧送式	6.7	有
61	中島1号	豊野町蟹沢611-3	ノンクロスクリュー	1.5	0.450	H8.10	圧送式	6.7	有

5-A マンホールポンプ場一覧表

NO	ポンプ場名	所在地	ポンプ種類	出力 (KW)	吐出量 (m3/min)	供用年月	圧送揚水	定格電流 [A]	竣工図 の有無
62	中島2号	豊野町蟹沢151-5前	ポンクログ	2.2	0.770	H8.3	圧送式	9.6	有
63	下神代1号	豊野町豊野799-1	ポルテックス	3.7	0.960	H13.3	圧送式	15.7	無
64	下神代2号	豊野町豊野841-4	ポルテックス	1.5	0.180	H13.3	圧送式	6.6	有
65	三反割	豊野町浅野1953-2前	ポルテックス	2.2	0.610	H9.8	圧送式	9.6	有
66	西沖	豊野町浅野1164-3	ポルテックス	2.2	0.450	H6.4	圧送式	7.2	有
67	石1号	豊野町石282前	ポルテックス	3.7	0.440	H9.3	圧送式	15.7	有
68	石2号	豊野町石389-2前	ポンクログ	3.7	0.440	H9.3	圧送式	16.4	有
69	堀	豊野町浅野998-2	ポンクログ	5.5	0.920	H8.3	圧送式	24.1	有
70	中新田	豊野町蟹沢1777-3前	スクリュー	7.5	0.640	H15.3	圧送式	32.5	有
71	上原	豊野町大倉3500-29前	ポルテックス	7.5	0.640	H13.3	圧送式	32.5	有
72	手子塚	豊野町蟹沢1193-5前	スクリュー	2.2	0.450	H8.10	圧送式	9.6	無
73	泉平	豊野町豊野2311-8	ポンクログ	3.7	0.450	H11.3	圧送式	16	有
74	橋場	豊野町大倉2352-4	ポルテックス	2.2	0.390	H13.3	圧送式	9.6	有
75	南郷	豊野町南郷450-2前	ポンクログ	3.7	0.170	H11.3	圧送式	15.7	有
76	今里1号	川中島町今里230-6	ポンクログ	2.2	0.780	H21.5	揚水式	9.6	有
77	松代1号	松代町松代385-5前	ポンクログ	7.5	1.170	H21.5	圧送式	32.5	有
78	吉2号	大字吉1600-7	ポンクログ	1.5	0.160	H21.3	圧送式	7.4	有
79	東福寺1号	篠ノ井東福寺1816-3	ポンクログ	1.5	0.480	H21.10	揚水式	6.7	有
80	大室団地	松代町大室1500-96	スクリュー	2.2	0.800	H21.1	圧送式	9.6	有
81	松代7号	松代町東条3213-6前	ポンクログ	5.5	1.504	H22.3	揚水式	5.5	有
82	吉1号	大字吉1394-10	ポンクログ	3.7	0.158	H22.3	圧送式	16	有
83	今里2号	川中島町今里580-5前	ポルテックス	2.2	0.613	H22.9	揚水式	9.9	有
84	温湯 1号	若穂綿内1756-2前	ポンクログ	1.5	0.160	H22.9	圧送式	7.4	有
85	温湯 2号	若穂綿内1597-3	ポンクログ	1.5	0.171	H22.9	圧送式	7.4	有
86	温湯 3号	若穂綿内1598-1前	水中汚水	0.75	0.071	H22.9	圧送式	3.4	有
87	温湯 4号	若穂綿内1543-3前	水中汚水	0.4	0.071	H22.9	圧送式	6.4	有
88	温湯 5号	若穂綿内1544-1	水中汚水	0.4	0.071	H22.9	圧送式	6.4	有
89	小松原1号	篠ノ井小松原1971-12	ポンクログ	5.5	0.433	H23.11	圧送式	24	有
90	小松原2号	篠ノ井小松原2365-1	ポンクログ	1.5	0.437	H23.11	圧送式	7.4	有
91	茂菅2号	大字茂菅186-イ	ポンクログ	1.5	0.160	H24.1	圧送式	6.6	有
92	茂菅3号	大字茂菅331-3	ポンクログ	0.75	0.160	H24.1	圧送式	4	有
93	保科南1号	若穂保科3819-1前	汚水水中	0.4	0.071	H24.3	圧送式	6.4	有
94	清野	松代町清野276-6	スクリュー渦巻	2.2	0.670	H24.3	揚水式	9.6	有
95	更北南1号	稲里町田牧880-61	ポンクログ	0.75	0.120	H24.9	揚水式	5.1	有
96	小松原3号	篠ノ井小松原226-2	ポルテックス	0.75	0.136	H24.9	揚水式	3.8	有
97	小松原4号	篠ノ井小松原1136-1前	ポルテックス	0.75	0.160	H25.3	揚水式	4.3	有
98	小松原5号	篠ノ井小松原389-4前	ポンクログ	0.75	0.160	H25.3	揚水式	4.4	有
99	小松原6号	篠ノ井小松原1600-3前	ポンクログ	0.75	0.240	H25.3	揚水式	5.1	有
100	小松原7号	篠ノ井小松原1686	ポンクログ	0.75	0.159	H25.3	圧送式	5.1	有
101	小松原8号	篠ノ井小松原1727-1前	ポンクログ	0.75	0.159	H25.3	圧送式	5.1	有
102	塩崎1号	篠ノ井塩崎3845-4	スクリュー	1.5	0.160	H25.3	揚水式	6.7	有
103	川柳1号	篠ノ井石川452	ポンクログ	3.7	0.420	H25.11	圧送式	16.4	有
104	赤野田1号	若穂保科6133-1	ポルテックス	0.4	0.071	H25.12	圧送式	6.4	有
105	赤野田2号	若穂保科4719	ポルテックス	0.4	0.071	H25.12	圧送式	6.4	有
106	徳間	大字徳間1405-8	スクリュー	2.2	0.160	H26.2	圧送式	9.6	有
107	東条1号	松代町東条2127-5前	ポルテックス	0.4	0.075	H26.2	圧送式	6.4	有
108	茂菅4号	大字茂菅1-イ前	ポンクログ	2.2	0.283	H26.3	圧送式	10.7	有
109	茂菅5号	大字茂菅197-5	ポンクログ	2.2	0.159	H26.3	圧送式	10.7	有
110	西条象山口1号	松代町西条477-1前	ポンクログ	0.75	0.160	H26.7	圧送式	4.4	有
111	西条象山口2号	松代町西条482-1	ポンクログ	0.75	0.170	H26.7	圧送式	4.4	有
112	東寺尾	松代町東寺尾2893-4	ポンクログ	0.75	0.029	H26.11	圧送式	4	有
113	塚本	若穂川田116-3	ポンクログ	0.75	0.159	H27.3	圧送式	4.4	有
114	柴	松代町柴459-1	ポンクログ	0.75	0.160	H27.9	揚水式	5.1	有
115	高下	若穂保科3893-3	ポンクログ	0.75	0.160	H27.8	圧送式	4.4	有
116	山内	若穂保科124-4	ポンクログ	0.75	0.071	H28.1	圧送式	4.2	有
117	豊栄	松代町豊栄373-2前	ポンクログ	1.5	0.160	H28.2	圧送式	6.6	有
118	塩崎2号	篠ノ井塩崎33	ポンクログ	1.5	0.159	H29.7	圧送式	7.3	有
119	久保	若穂保科1785-2	ポンクログ	1.5	0.159	H29.12	圧送式	8	有
120	塩崎3号	篠ノ井塩崎268-2前	ポンクログ	0.75	0.159	H30.8	圧送式	4.4	有
121	塩崎4号	篠ノ井塩崎109-3前	ポンクログ	0.75	0.159	H30.8	圧送式	4.4	有
122	塩崎5号	篠ノ井塩崎8474-8	ポンクログ	0.75	0.159	H30.8	圧送式	4.4	有
123	二ツ石	豊野町蟹沢(中電:1824-2)	ポンクログ	0.75	0.159	R03.2	圧送式	4.4	有
124	稲葉	大字稲葉1002-2(中電571)	ポンクログ	0.75	0.159	R04.8	揚水式	4.4	有

5-B マンホールポンプ場の浸水想定区域等(土砂災害、水害)

NO	ポンプ場名	所在地	土砂災害			水害		停電
			土砂災害	急傾斜	地すべり	浸水レベル L1(1回/100年)	仮設盤	発電機容量
1	更北1号	真島町川合1512-5前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
2	更北2号	真島町川合496-1	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
3	更北3号	真島町川合183-3前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
4	更北4号	真島町真島1217-1前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
5	更北5号	真島町真島1946-2前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
6	更北6号	真島町真島1986-1前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
7	更北7号	真島町真島2125-5前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
8	更北8号	真島町真島1320-1前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
9	更北9号	真島町真島69-2前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
10	更北10号	真島町真島168-4前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
11	綱島1号	青木島町綱島306-3前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
12	綱島2号	青木島町綱島697-2	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
13	大塚1号	青木島町大塚1479-2	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
14	青木島1号	青木島4丁目-9	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
15	青木島2号	青木島1丁目100-2	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
16	丹波島1号	丹波島1丁目102-1	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
17	上水鉋1号	川中島町上水鉋1444-2	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
18	下水鉋1号	稲里町下水鉋223-1前	—	—	—	0.5m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
19	下水鉋2号	稲里町中央2丁目316-1前	—	—	—	—	—	25kVA/端子タイプ
20	田牧1号	稲里町田牧329	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
21	下水鉋3号	稲里町中央1丁目343-5前	—	—	—	0.5m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
22	御厨団地	川中島町御厨195-196前	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
23	川中島1号	川中島町御厨1383-17	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
25	犀南団地2号	篠ノ井神明86前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
26	犀南団地3号	篠ノ井西寺尾2879-3	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク(ケーブルあり)
27	海津団地	松代町東寺尾643-4前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.6kVA/コネク(ケーブルあり)
28	小森1号	篠ノ井小森1137-2	—	—	—	5.0m以上	鶴見S型(2.2kW)	7.7kVA/コネク(ケーブルあり)
29	小森2号	篠ノ井小森1105-3前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
30	御幣川1号	篠ノ井御幣川1188-3	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
31	御幣川2号	篠ノ井御幣川129-4	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
32	篠ノ井会	篠ノ井会250-1	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
33	篠ノ井杵淵	篠ノ井杵淵933-3	—	—	—	—	—	7.5kVA/コネク(ケーブルあり)
34	篠ノ井岡田	篠ノ井岡田596-4前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
35	広徳	稲里町田牧広徳1307-6	—	—	—	—	—	25kVA/端子タイプ
36	飯綱1号	中曽根3701-40	—	—	—	—	—	端子タイプ
37	飯綱2号	北郷2054-123	—	—	—	—	—	端子タイプ
38	飯綱3号	中曽根2124-387	—	—	—	—	—	25kVA/端子タイプ
39	飯綱4号	門沢3745-81	—	—	—	—	—	端子タイプ
40	飯綱5号	門沢3745-380	—	—	—	—	—	25kVA/端子タイプ
41	飯綱6号	上ヶ屋2471-17	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
42	飯綱7号	上ヶ屋2471-978	—	—	—	—	—	25kVA/端子タイプ
43	飯綱8号	大字富田1-714	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
44	牛島	若穂牛島443-2	—	—	○	—	—	25kVA/コネク
45	茂菅1号	大字茂菅79-5	—	—	○	—	—	7.5kVA/無
46	湯谷北	上松5丁目2549-4前	—	—	○	—	—	7.5kVA/コネク
47	松岡	松岡2丁目2373	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
48	川合新田	松岡2丁目2782	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
49	犀北	大字安茂里8962-2	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
50	辰巳	吉田3丁目1193-3	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
51	小市	安茂里小市2丁目6480-2前	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
52	三才	大字三才1439-3	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
53	綿内1号	若穂綿内168-3	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
54	綿内2号	若穂綿内1544-3前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
55	綿内3号	若穂綿内6443-17	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見Y型(11kW)	25kVA/コネク(ケーブルあり)
56	綿内4号	若穂綿内5820-5	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク(ケーブルあり)
57	若槻東条1号	若槻東条694-2前	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
58	上野1号	上野3丁目295-1前	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
59	上野2号	上野3丁目1000-31	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
60	上野3号	上野3丁目359-2前	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
61	中島1号	豊野町蟹沢611-3	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク

5-B マンホールポンプ場の浸水想定区域等(土砂災害、水害)

NO	ポンプ場名	所在地	土砂災害			水害		停電
			土砂災害	急傾斜	地すべり	浸水レベル L1(1回/100年)	仮設盤	発電機容量
62	中島2号	豊野町蟹沢151-5前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
63	下神代1号	豊野町豊野799-1	—	—	—	0.5m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/コネク
64	下神代2号	豊野町豊野841-4	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
65	三反割	豊野町浅野1953-2前	—	—	—	5.0m以上	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
66	西沖	豊野町浅野1164-3	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
67	石1号	豊野町石282前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
68	石2号	豊野町石389-2前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/コネク
69	堀	豊野町浅野998-2	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/コネク
70	中新田	豊野町蟹沢1777-3前	警戒	—	—	—	—	25kVA/コネク
71	上原	豊野町大倉3500-29前	—	—	—	—	—	25kVA/コネク
72	手子塚	豊野町蟹沢1193-5前	—	—	—	—	—	7.5kVA/コネク
73	泉平	豊野町豊野2311-8	—	—	—	—	—	25kVA/コネク
74	橋場	豊野町大倉2352-4	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
75	南郷	豊野町南郷450-2前	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/コネク
76	今里1号	川中島町今里230-6	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
77	松代1号	松代町松代385-5前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/端子タイプ
78	吉2号	大字吉1600-7	—	—	—	—	—	7.5kVA/コネク
79	東福寺1号	篠ノ井東福寺1816-3	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク(ケーブルあり)
80	大室団地	松代町大室1500-96	—	—	—	5.0m以上	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク(ケーブル無)
81	松代7号	松代町東条3213-6前	—	—	—	1.0m~2.0m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/コネク(ケーブルあり)
82	吉1号	大字吉1394-10	警戒	—	—	—	—	25kVA/コネク
83	今里2号	川中島町今里580-5前	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
84	温湯 1号	若穂綿内1756-2前	—	警戒	—	—	—	7.5kVA/コネク
85	温湯 2号	若穂綿内1597-3	警戒	警戒	○	—	—	7.5kVA/コネク
86	温湯 3号	若穂綿内1598-1前	警戒	—	○	—	—	7.5kVA/コネク
87	温湯 4号	若穂綿内1543-3前	—	—	○	—	—	7.5kVA/端子タイプ
88	温湯 5号	若穂綿内1544-1	—	—	○	—	—	7.5kVA/コネク
89	小松原1号	篠ノ井小松原1971-12	—	—	—	—	—	25kVA/コネク
90	小松原2号	篠ノ井小松原2365-1	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/コネク
91	茂菅2号	大字茂菅186-イ	警戒	警戒	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
92	茂菅3号	大字茂菅331-3	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
93	保科南1号	若穂保科3819-1前	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/コネク(ケーブルあり)
94	清野	松代町清野276-6	—	—	—	2.0m~5.0m	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
95	更北南1号	稲里町田牧880-61	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
96	小松原3号	篠ノ井小松原226-2	—	—	—	—	—	7.5kVA/コネク
97	小松原4号	篠ノ井小松原1136-1前	—	—	—	—	—	7.5kVA/コネク
98	小松原5号	篠ノ井小松原389-4前	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/コネク
99	小松原6号	篠ノ井小松原1600-3前	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
100	小松原7号	篠ノ井小松原1686	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク
101	小松原8号	篠ノ井小松原1727-1前	—	—	○	—	—	7.5kVA/端子タイプ
102	塩崎1号	篠ノ井塩崎3845-4	—	—	—	2.0m~5.0m	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
103	川柳1号	篠ノ井石川452	—	—	—	0.5m未満	鶴見K型(7.5kW)	25kVA/コネク(ケーブルあり)
104	赤野田1号	若穂保科6133-1	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
105	赤野田2号	若穂保科4719	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
106	徳間	大字徳間1405-8	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
107	東条1号	松代町東条2127-5前	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
108	茂菅4号	大字茂菅1-イ前	—	特別	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
109	茂菅5号	大字茂菅197-5	警戒	警戒	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
110	西条象山口1	松代町西条477-1前	—	警戒	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク(ケーブル無)
111	西条象山口2	松代町西条482-1	—	警戒	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/コネク(ケーブル無)
112	東寺尾	松代町東寺尾2893-4	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
113	塚本	若穂川田116-3	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
114	柴	松代町柴459-1	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
115	高下	若穂保科3893-3	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
116	山内	若穂保科124-4	警戒	—	○	—	—	7.5kVA/端子タイプ
117	豊栄	松代町豊栄373-2前	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
118	塩崎2号	篠ノ井塩崎33	—	—	—	0.5m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
119	久保	若穂保科1785-2	警戒	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ
120	塩崎3号	篠ノ井塩崎268-2前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
121	塩崎4号	篠ノ井塩崎109-3前	—	—	—	0.5m~1.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
122	塩崎5号	篠ノ井塩崎8474-8	—	—	—	2.0m~5.0m未満	鶴見S型(2.2kW)	7.5kVA/端子タイプ
123	二ツ石	豊野町蟹沢(中電:1824-2)	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ

5-B マンホールポンプ場の浸水想定区域等(土砂災害、水害)

NO	ポンプ場名	所在地	土砂災害			水害		停電
			土砂災害	急傾斜	地すべり	浸水レベル L1(1回/100年)	仮設盤	発電機容量
124	稲葉	大字稲葉1002-2(中電571)	—	—	—	—	—	7.5kVA/端子タイプ

6-1. 真空下水道の管理

(1) 真空下水道の概要

- ア 真空下水道は勾配不全地域の下水を真空圧により収集し、自然流下の可能な地区まで汚水を圧送するための施設である。
- イ 真空下水道は、以下のシステムで構成されている。
 - (ア) 真空ステーション
真空下水管を真空状態に保つための真空圧を発生させる場所。ここで汚水を一時貯留し、自然流下の可能な地区まで汚水を圧送する。
 - (イ) 真空弁ユニット
家庭からでる汚水を一時貯留する場所。一定量の汚水が溜まると真空弁が開き、汚水が真空管へ吸い込まれる。
- ウ 各処理区の真空下水道を6-A、6-Bに示す。

流域関連公共下水道上流処理区

場 所	真空ステーション	真空弁ユニット	マンホールポンプ	脱臭装置
松代温泉団地	1	4 5	1	2※
松代東寺尾	1 (エジェクタ式)	5	0	1

※松代温泉団地は、脱臭装置が2箇所（真空ステーション横、まきば保育園横）あるが、現在は1箇所（まきば保育園横）のみを使用

(2) 真空式下水道の管理

- ア 真空ステーション巡視点検
 - (ア) 点検回数：月1回
 - (イ) 点検項目：真空ステーション
 - ①施設内部の点検
 - ②ポンプ・機器類の異音・振動・漏水・漏油の確認
 - ③ポンプ温度測定（松代温泉団地のみ）
 - ④真空記録計の確認
 - ⑤グリスアップ（12回／年） ※松代温泉団地のみ
 - ⑥オイル交換（2回／年：松代温泉団地 1回／年：東寺尾）
 - ⑦施設内の清掃
 - ⑧脱臭マンホール排水ポンプの動作確認（松代温泉団地のみ）
：制御盤
 - ①外観の点検
 - ②電流計等指示値の記録及び異常の確認
 - ③漏電遮断器等の保護装置の動作確認
 - ④ヒーター、冷却ファンの動作確認
 - ⑤非常通報装置の動作確認
 - ⑥電気回路絶縁抵抗の測定
- イ 真空ステーション定期点検
 - (ア) 点検回数：年1回
 - (イ) 点検項目：システムメーカー点検に準拠した項目とする。
 - ①機器絶縁抵抗測定

- ②ポンプ等性能試験
 - ③-1 集水タンク気密試験（松代温泉団地のみ）
 - ③-2 エジェクター点検（東寺尾のみ）
 - ④ポンプ点検
 - ⑤その他点検（弁、ファン類）
- （ウ）その他　：Vベルト交換（松代温泉団地のみ）

ウ 真空弁ユニット定期点検

- （ア） 点検回数：年1回
- （イ） 点検項目：

- ①ユニット内清掃
- ②ユニット内・マンホール蓋破損状況確認
- ③ブリーザ管結露の確認、除去
- ④防虫キャップの清掃
- ⑤水位検知管への異物付着の確認、清掃
- ⑥空気取入管地上部の破損状況確認

エ 脱臭装置定期点検

- （ア） 点検回数：年1回
- （イ） 点検項目：

- ①活性炭交換（1年以上効果があるもの）

（3）待機監視

- ア 各処理区の真空下水道について、管理棟2F中央監視室にて待機監視を行う。

6－2．真空下水道の運転

（1）真空下水道の運転方法

ア 松代温泉団地

- （ア）真空ポンプは、集水タンク内の水位計による自動運転とする。
- （イ）真空ポンプは、1系統につき2台設置されており、交互運転とする。ただし、1台で真空圧力が確保できない場合は、2台運転とする。
- （ウ）汚水ポンプは、汚水マンホール内の水位計による自動運転とする。
- （エ）汚水ポンプは、2台設置されており、交互運転とする。ただし、マンホール内の水位が上昇した場合は、2台運転とする。

イ 松代東寺尾

- （ア）汚水循環ポンプは、圧力伝送器の検知真空圧力による自動運転とする。
- （イ）汚水循環ポンプは、2台設置されており、交互運転とする。ただし、1台で真空圧力が確保できない場合は、2台運転とする。

6-3. 真空下水道の停電・故障時の対応

(1) 停電時の対応

- ア 停電が発生した場合、停電により真空弁ユニット（集水升）より汚水が流出する恐れがある場合は緊急事態、停電が長時間にわたり、汚水が流出した場合は、非常事態とし、発電機・バキューム車等の手配を行い、汚水の流出防止に努める。
- イ 汚水が流出した場合は、流出経路等を消石灰で消毒し、環境（河川）影響調査を行う。又、2-Hにより対応し、県生活排水課、長野地方事務所環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（7-B）で報告する。

(2) 故障時の対応

- ア 故障の通報があった場合は、速やかに現地へ赴き、対応する。
- イ ポンプ等の故障により真空弁ユニット（集水升）より汚水が流出する恐れがある場合は、緊急事態、汚水が流出した場合は非常事態とし、発電機・バキューム車の手配を行い、汚水の流出防止に努める。
- ウ 汚水が流出した場合は、流出経路等を消石灰で消毒し、環境（河川）影響調査を行う。又、2-Hにより対応し、県生活排水課、長野地方事務所環境課及び市環境保全温暖化対策課へ指定様式（7-B）で報告する。

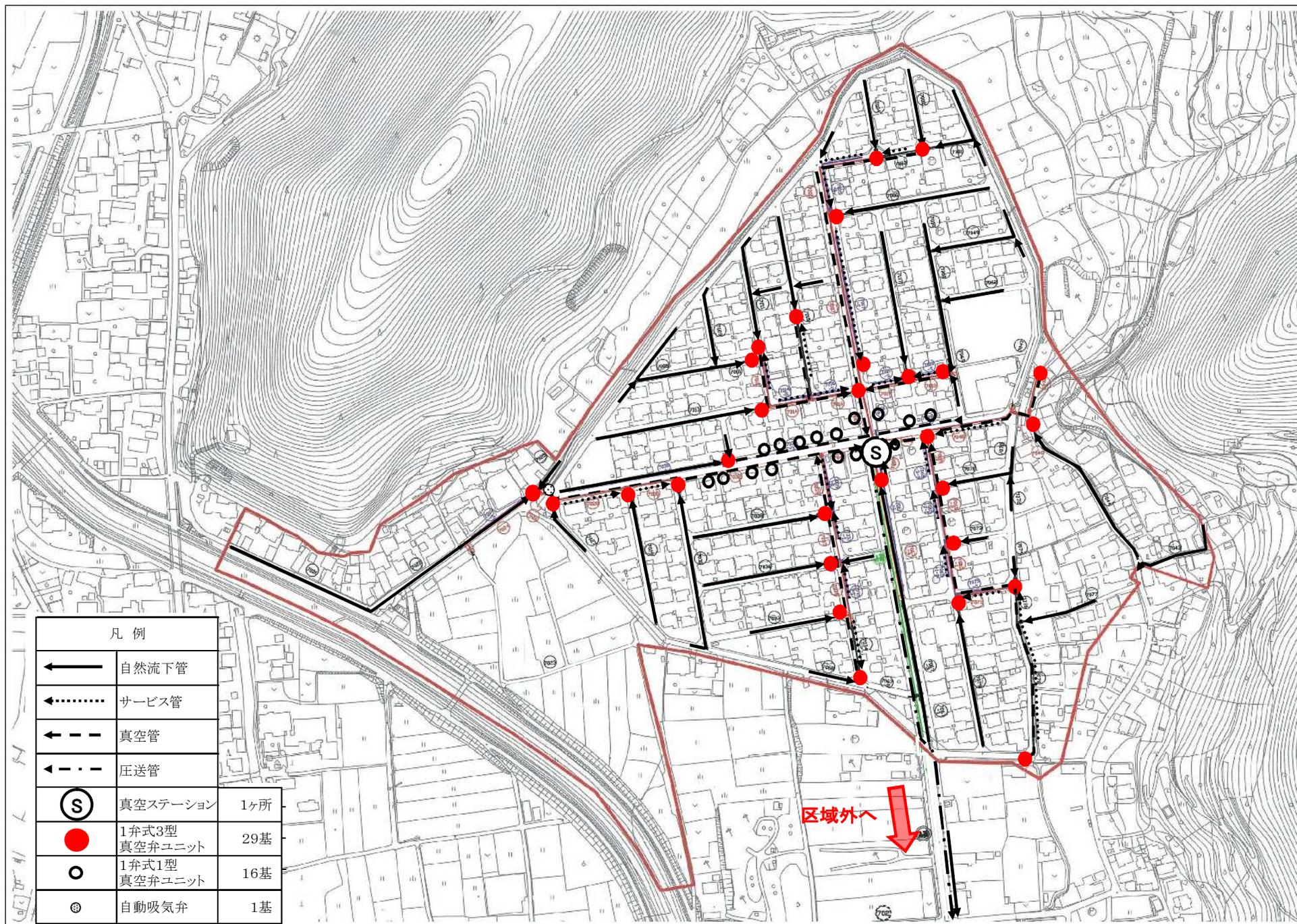
(3) 災害時の対応

- ア 地震災害や水害等の自然災害が発生した場合は、長野市下水道事業業務継続計画＜地震災害・水害版＞および令和3年3月下水道施設課制定の下水道施設の災害復旧の手引きにより対応する。

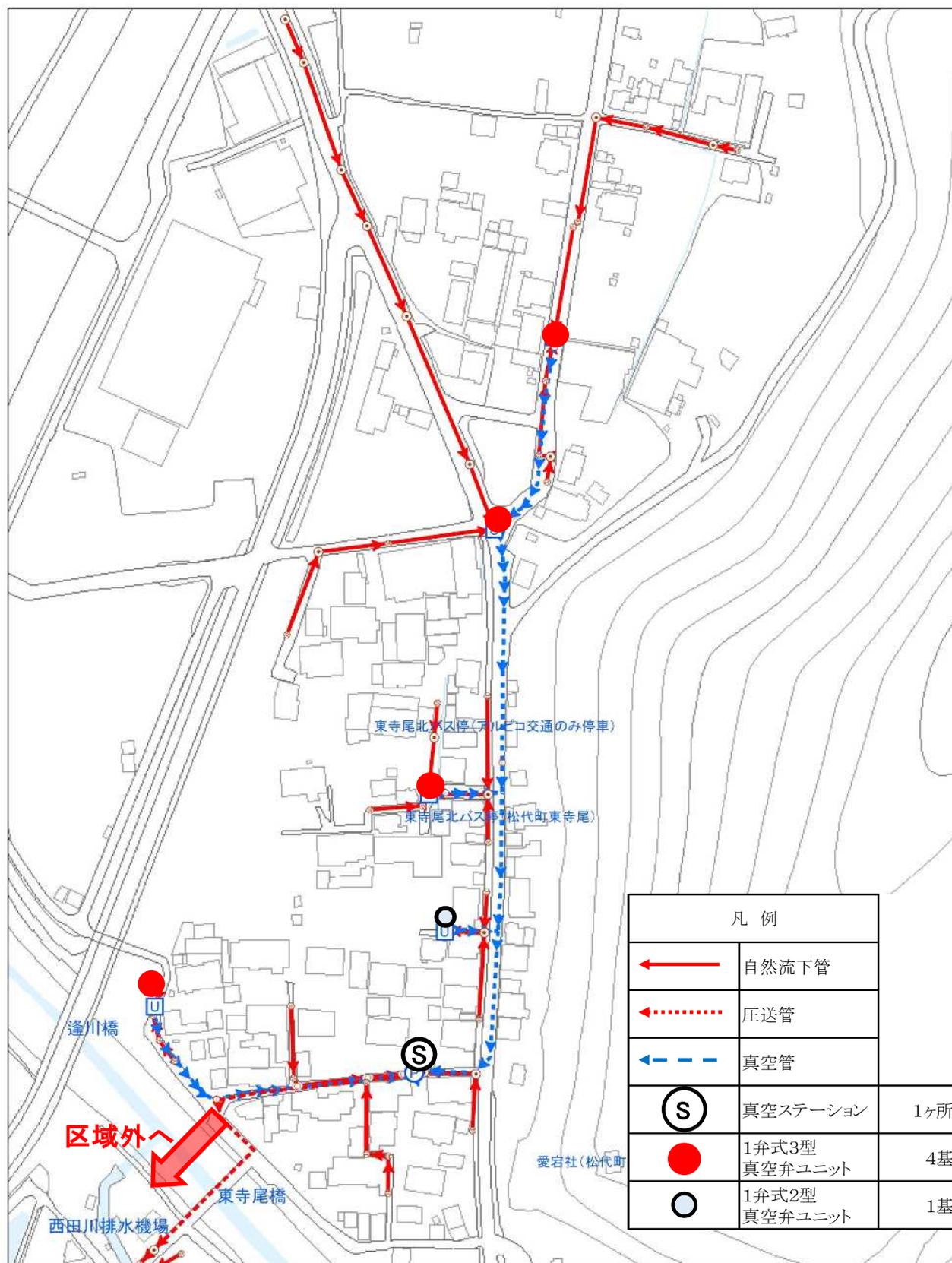
(4) 特記事項

- ア 松代温泉団地周辺は軟弱地盤であり、給排気管路が歪み亀裂等が発生しやすいため定期的に管路内のカメラ調査を実施する。また、併せて給排気管路に亀裂が発生すると温泉成分を含んだ地下水が管路内に侵入し、管路閉塞の原因となるため清掃を実施する。
- イ 松代温泉団地真空ステーション隣の脱臭マンホールは地下水の侵入があり排水用ポンプを設置しているが、起動回数が多いことや温泉成分を含んだ地下水を吸い上げているため通常より劣化が進行しやすい状況である。仮に排水用ポンプが故障等により停止するとマンホール内の水位が上昇し、給排気管路を通じて真空ポンプが浸水するため真空ポンプの故障の原因となる。よって、巡視点検で動作状況の確認を行うとともに定期的な交換を行う。

6-A 松代温泉団地真空式下水道 真空ステーション・真空弁ユニット位置図



6-B 東寺尾真空下水道 真空ステーション・真空弁ユニット位置図



事務連絡

平成24年12月12日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課企画専門官

地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで、地震等により下水道施設が被災した場合には、都道府県・指定都市の下水道部局で被害・復旧状況を取りまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、本省下水道事業課への早急な報告を行っていただくよう、全国下水道主管課長会議等を通じてお願いしてきたところです。

また、これまで、原則震度5強以上の揺れのあった地方公共団体について、被害の有無にかかわらず、下水道施設の被害状況の報告をお願いしてきたところですが、地方公共団体における地震災害発生時の下水道施設点検実施状況を踏まえ、今後は、原則震度5弱以上の揺れのあった場合についても、被害の有無にかかわらず、地方整備局等を経由し本省下水道事業課まで被害状況の報告をお願いします。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いします。

○問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 門見 晋作

TEL：03-5253-8430（直通）

E-mail：kadomi-s2be@mlit.go.jp

24 生排第 277 号
平成 24 年(2012 年)12 月 18 日

市町村(連合・組合)下水道担当課長 様

長野県環境部生活排水課長

地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について(通知)

このことについて、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官から別添写しのとおり通知がありました。

今後は、震度 5 弱以上の地震が発生した場合についても、下水道施設の被害の有無にかかわらず、当課まで調査状況を報告願います。

記

- 1 報告に関する取扱い
「災害・事故発生時の報告について」のとおり

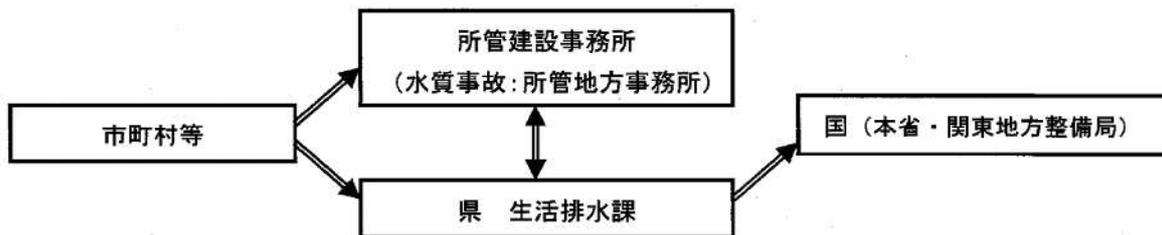
長野県環境部生活排水課生活排水係 (課長) 横浜寿一 (係長) 荻原公寿 (担当) 土屋和明 電 話 026-235-7299 (直通) ファクシミリ 026-235-7399 電子メール: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp

災害・事故発生時の報告について

災害・事故発生時の報告の取扱いについては、以下のとおりとしますので、早急な対応をお願いします。

また、災害・事故発生時の報告に当たっては、災害・事故の大小にかかわらず、速報として電話連絡により報告してください。

災害・事故発生時連絡系統図



【休日・夜間の連絡網】

「(様式6)災害等発生時事象別連絡系統図」(「平成24年度災害発生時連絡系統図について(通知)」平成24年4月12日付け24生排第12号より)を参照。(市町村へは、所管建設事務所から別途送付しています。)

1 「重大な災害等の場合であって緊急を要する場合」の報告について

工事、維持管理、浸水、地震等の災害及び事故において、下記の状況のいずれかに該当する場合は、各種の所定様式により状況を報告する。休日・夜間に当たっては、連絡網により電話連絡とし、双方の体制が整い次第、様式での報告とする。

また、重大及び緊急を有しない事態にあつては、通常通り報告すること。

- ① 社会に重大な影響を与える恐れがある場合（マスコミ、TV、ラジオ等に報道）
- ② 下水道施設の災害及び事故によって第三者を巻き込んでいるもしくはその恐れがある場合
- ③ 下水道施設の災害及び事故によって未処理下水等が漏水・流出・放流されているもしくはその恐れがある場合（公共水域の水質保全）
- ④ その他、重大と判断される場合
- ⑤ 震度5弱以上の地震があった地方公共団体

2 都市浸水被害について

浸水被害が発生した場合は、内水や外水のいかなる場合でも、下水道整備による浸水被害の改善効果の状況確認が必要であるため、都市の浸水被害について都市浸水被害報告（様式-1、2、3）により、下記のとおり報告を行うこと。

【報告の目安】 浸水被害発生後 3日以内

- 1) 都市浸水被害報告（様式-1）
- 2) 都市浸水被害報告（様式-2）
- 3) 都市浸水被害報告（様式-3）

3 地震時における報告について

(1) 地震時の報告について

地震時については、震度5弱以上の地震があった場合、市町村等は被害の有無にかかわらず、地震災報告書（様式-4）により調査の状況を下記のとおり報告を行うこと。

なお、様式の情報は、上書きで修正（累計）して報告する。

【報告の目安】

第1報：概ね半日以内に報告

第2報：概ね1日以内に報告

第3報：概ね2日以内に報告することとし、1日1回17:00を目途に報告すること。

（※目安は交通手段、情報伝達機能及び職員の確保等に支障がない場合を想定している。）

(2) 地震災害報告書（様式-4）の主な内容

【第1報】

◇処理場、ポンプ場（マンホールポンプ場などの施設除く）及び排水施設

・報告内容は、設備機器の停止、異常発生を中央操作室や異常通報装置で確認

【第2報】

◇処理場、ポンプ場（マンホールポンプ場などの施設除く）及び排水施設

・設備の機器異常確認 ・ 構造物の亀裂、配管損傷等の確認 ・ 地面の亀裂、液状化発生の確認

・下水の流出の有無 ・ 下水の流入、放流状況の目視確認

◇管 渠

・流域下水道においては、流域幹線の目視点検

・緊急輸送路及び国道に管渠が埋設されている箇所を目視調査

（※目視調査とは、路面の沈下・隆起・亀裂・液状化による幹線の陥没及びマンホール飛び出しの確認、下水の流出の有無、マンホール部分の滞水状況など。）

【第3報】

◇管 渠

・各自治体で調査が必要な全路線について目視調査

(3) 詳細調査の報告(様式-5)

上記調査(1次調査)の結果、被害が確認された場合は、詳細調査(2次調査)を行い、地震災害報告書(詳細調査)(様式-5)により、下記のとおり報告を行うこと。

【報告の目安】1日に1回程度 概ね17:00頃まで

【報告内容】

◇処理場、ポンプ場及び排水機場

・被災した施設について、構造物や施設毎に詳細調査

◇管渠

・TVカメラ等による管渠被害の詳細調査

4 下水道工事の事故について

下水道工事の事故が発生した場合は、「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて(通知)」(平成22年2月18日付け21生排第279号)により報告を行うこと。(「(別紙)下水道工事の事故報告について」参照)

【第1報】

- ・事故発生後、発注者は直ちに電話にて報告。第1報を作成しFAX又はメールし電話にて確認。
報告様式 様式1(事故報告様式) ※報告は、電子データで行うこと。

【第2報】以降

- ・第1報報告後、被災状況が判明し次第、第2報、第3報・・・として、修正・加筆し報告を行う。
報告様式 様式1(事故報告様式) ※報告は、電子データで行うこと。

【事故報告書の提出及び説明】

- ・請負業者の事故報告及び今後の対応、発注者の責務の確認が終了した後、県生活排水課へ事故報告書を提出して内容の説明を行うとともに、請負業者に対して工事再開を認める。

報告様式 様式2(事故事例シート)

様式3(死亡事故要因分析チェックリスト) ※死亡事故のみ

その他、「事故原因に対応した再発防止策」、「受注者に対する処分」、「関係機関(警察、労働基準監督署等)との協議・指導状況」の資料(様式任意)を提出する。

5 維持管理事故、水質事故及びその他災害時について

事故及びその他災害が発生した場合は、下記の様式により報告を行うこと。

1) 維持管理事故及びその他災害(様式-6)

2) 水質事故(県様式-7)

(「下水道等生活排水処理施設の適正な維持管理及び事故時の対応について(通知)」

(平成20年10月9日付け20生排第177号)による)

※様式4~7は、7-B様式一覧に記載してあります。

事 務 連 絡
平成29年 3 月 3 0 日

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道の維持管理における人身事故及び水質等事故（以下、「維持管理事故」という。）が発生した際には、各下水道管理者より事故報告書を提出いただき、下水道セーフティネット[※]等で事故情報や再発防止策、経年分析結果を周知することで、維持管理事故の未然防止・抑制を図っているところです。

より正確な事故情報等の提供や分析を行うため、平成29年度より事故報告様式を別紙1、2のとおり変更を行うこととしたので、平成29年4月1日からの維持管理事故報告については、新様式にて作成及び提出いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙1 維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書
（様式、記入例、水質事故等分類表）
- ・別紙2 維持管理事故（人身事故）に関する事故報告書
（様式、記入例、人身事故分類表）

※下水道セーフティネットURL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (平成 年 月 日 時 分 現在)

担当: _____ 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																		
都道府県名	事業者	事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他																
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																		
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 ・放流先河川名(海域名)																		
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																		
施設損傷について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)																		
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																		
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																		
事故等の経緯及び対応																			
事故の原因等	・事故の原因 ・原因物質とその量 ・放流水質について (処理場名: _____)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>採水日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。</p>					測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考			/					/	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考															
		/																	
		/																	
事故への対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 () <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 () <input type="checkbox"/> マスコミ対応 ()																		
水道原水など利水への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																		
再発防止策																			

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 1 報

(平成29年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: 〇〇県〇〇市下水道部下水道課 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input checked="" type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																
都道府県名	〇〇県 事業者 <u>△△△市</u>	事業種別 <input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他															
発生日時	平成29年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。																
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 <u>〇〇市△△町□□丁1-2 (〇〇浄化センター)</u> ・放流先河川名(海域名) <u>一級河川〇〇川</u> <input checked="" type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																
施設損傷について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: <u>管渠(ヒューム管Φ300)(自然流下)</u> 供用年数 <u>65年</u> / 耐用年数 <u>50年</u> (メンテナンスの状況について) (例) 毎年一回、マンホール蓋及びマンホール内の目視点検を実施。管路については、5年に一度、カメラ調査を実施。(昭和27年に施工)																
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)																
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																
事故等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 〇〇市〇〇町の歩道内のマンホールから汚水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 〇〇市下水道部管理課職員が現地を確認、管渠が閉塞していると想定。〇〇市環境課、〇〇警察署、〇〇消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者((株)〇〇)へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した汚水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 閉塞原因物質(繊維質のものと油脂類が固化したもの)を回収し、閉塞を解消。道路上の清掃完了。 14:00 〇〇市環境課立会いのもと、水域への汚水の流出はなく、道路上への流出汚水が少量であったこと、流出汚水の回収を行い、残った汚水についても水による希釈を十分におこない合流管へ排出したこと、消石灰による消毒の対応を行ったこと、民地等の道路以外の土地への流出が無かったことから、対応を完了とした。																
事故の原因等	・事故の原因 (例) 民間事業者又は一般家庭から排出されたと想定される油脂類とオムツなどの繊維質が絡まり管渠を閉塞させ、マンホールから汚水があふれた。 (例) 〇〇会社△△工場(特定事業場)から誤って有害物質を下水道に流入させた為、処理場からの放流水質が基準値を超過した。 (例) 処理場の施設設備に経年劣化による故障が発生した為、未処理水が公共用水域に放流された。 ・原因物質とその量 (例) 汚水〇〇L (例) 悪質下水の流入(鉱油類 20mg/L (排水基準値:5mg/L)) 100L (例) 特定事業所から悪質下水の排水(シアン2mg/L (排水基準値:1mg/L)) 50L ・放流水質について (処理場名: <u>〇〇浄化センター</u>) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>採水日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)</td> <td>15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)</td> <td>4/1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>0.1mg/L</td> <td>1mg/L / 1mg/L</td> <td>4/1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。		測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考	BOD	20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	4/1		シアン	0.1mg/L	1mg/L / 1mg/L	4/1	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考													
BOD	20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	4/1														
シアン	0.1mg/L	1mg/L / 1mg/L	4/1														
事故への対応状況	<input checked="" type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例: 処理水の貯留による放流の一時停止) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (例: 水濁協への連絡、関係利水者への連絡) <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (例: 取水停止、遊泳禁止) <input checked="" type="checkbox"/> マスコミ対応 (例: 〇時に〇〇記者クラブに一報を投げ込み)																
水道原水など利水への影響	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 (例: 一級河川〇〇川への放流水質悪化のため、処理場下流側〇〇市において、水道水に異臭を確認、取水制限を実施。)																
再発防止策	例: 原因物質からの原因者特定が困難であるため、今後、市報や自治会回覧を用いて住民への注意喚起を行う。また、閉塞箇所付近、及び上流側にある飲食店への除害施設の管理状況の確認と指導を行う。(別紙参照)																

複数の設備が損傷した場合は、主となる設備について記入してください。

施設の種類についても記入してください。(自然流下式管渠、圧力式管渠等)

事故の経緯及び各種対応を時系列にて記入してください。

原因物質、量、または水質基準(特定事業所等)等について、出来る限り詳細に記入してください。

関係処理場における放流水の水質について、記入してください。

基準値は、「下水道法の基準」と「水濁法等の基準(上乗せ条例)」の両方の基準値の記入をしてください。

※原因物質による放流水の水質基準超過が無かった場合も、その事を記入してください。

記入例1: BODの値が下水道法の基準を超過した。

記入例2: 事業場から基準値を超過するシアンが排出されたが、処理場放流水質については、基準値内であった。

再発防止措置について、記入してください。

水質事故等分類表

事故分類	事故類型	分類の説明	事故例
水質事故	①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準を超過した事故
	②悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したが、処理場からの放流水の水質が基準に適合できた事故。	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したが、処理場における処理等で放流水の水質が基準を超過しなかった事故
	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	設備の故障や誤操作等により、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	<ul style="list-style-type: none"> 反応槽のプロア故障により、放流水の水質が基準を超過した事故 最終沈殿池より、汚泥が流出し、放流水の水質が基準を超過した事故
	④雨水管からの悪質下水の流出	雨水管に汚水や油等が流入し、河川や海などに流出した事故	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設より重油が漏れ、雨水管に流入し、河川に流出した事故 排水設備の誤接続により、汚水が雨水管に流入し、河川に流出した事故 管渠の破損により、海へ汚水が流出した事故 マンホールポンプが停止し、マンホールから汚水が道路に溢水した事故 管渠内が油脂類等により閉塞し、マンホールから汚水が溢水した事故
	⑤下水道施設からの下水等の流出	下水道施設の破損等により、下水や汚泥等が道路などに流出した事故	<ul style="list-style-type: none"> 管渠内が油脂類等により閉塞し、マンホールから汚水が溢水した事故
	⑥その他事故(①～⑤以外の事故)	①～⑤に分類されない水質等に関わる事故	<ul style="list-style-type: none"> 管渠内で硫化水素が発生し、異臭騒ぎ
その他案件	-	人身・水質事故に分類されない案件	<ul style="list-style-type: none"> 処理場内の除草作業で発生した刈草が車のマフラーの熱で発火した案件。 中継ポンプ場へ侵入され、窓ガラスを割られた案件 施設設備損傷が発生したが、迅速な対応を行った為、水質事故とはならなかった案件。

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第 報

現在

都道府県名	事業者	事業種別	現在		
			公共下水道 流域下水道	特公下水道 都市下水路	特環下水道 その他
事故災害の状況					
発生日時			発生経緯 及び 内容 (事故原因)		
発生場所					
罹災者	(所属・氏名)	(性別)			
		(年齢)			
	従事作業				
	(被害状況)				
事故類型	① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒
	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他	
措置状況			事故災害状況図 (別紙添付可)		
関係官署 事故調査状況					
再発防止策	(別紙添付可)				
報道等の発表等					
備考					

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第〇報

(最終)

▲最終報告の場合、(最終)と記入

18:00

現在

都道府県名	〇〇県	事業者	△△市	事業種別	<input type="radio"/> 公共下水道	<input type="checkbox"/> 特公下水道	<input type="checkbox"/> 特環下水道
					<input type="checkbox"/> 流域下水道	<input type="checkbox"/> 都市下水路	<input type="checkbox"/> その他
事故災害の状況							
発生日時	平成29年4月1日 15:00頃			請負業者等の場合、会社名(〇次下請)と追記	発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できる限り詳細に記入		
発生場所	△△市 □□処理場						
罹災者	(所属・氏名)	自治体職員 下水三郎		(性別)	男		
		従事作業		(年齢)	38		
		放流水質調査		発生経緯及び内容(事故原因)			
		(被害状況)					
	右手中指骨折(全治4週間)		事故類型説明シートを参考に該当する類型に○				
事故類型	<input type="radio"/> ① 墜落・転落	<input type="checkbox"/> ② はさまれ・巻き込まれ	<input type="checkbox"/> ③ 飛来・落下	<input type="checkbox"/> ④ 切れ・こすれ	<input type="checkbox"/> ⑤ 転倒		
	<input type="checkbox"/> ⑥ 激突	<input type="checkbox"/> ⑦ 土砂崩壊	<input type="checkbox"/> ⑧ 交通事故	<input type="checkbox"/> ⑨ 感電	<input type="checkbox"/> ⑩ おぼれ		
	<input type="checkbox"/> ⑪ 火災・爆発	<input type="checkbox"/> ⑫ 公衆災害	<input type="checkbox"/> ⑬ 作業車両の横転	<input type="checkbox"/> ⑭ その他			
措置状況	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。			事故災害状況図 (別紙添付可)			
関係官署 事故調査状況	労働基準監督署、警察、他部局等の調査状況を記入			再発防止策を記入			
再発防止策	(別紙添付可)						
報道等の発表等		有無を記入					
備考							

<参考>

人身事故分類表

事故種別	事故類型	事件事例
死亡事故	① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
	② はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
	③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
	④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
	⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
	⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合も含む。交通事故は除く。
負傷事故	⑦ 土砂崩壊	土砂等がぐずれ落ちまたは崩壊して人にあたった場合をいう。
	⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
	⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
	⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
	⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
	⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
	⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
	⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。

=====

標 題 : Fwd: 【長野県生活排水課】 (1/2) 「令和2年度下水道における災害・事故に関する報告様式」及び「令和2年度災害・事故の報告フロー」について (送付)

差出人 : "S下水道整備課" <gesuiseibi@city.nagano.lg.jp>

宛 先 : "S下水道施設課" <gesisetu@city.nagano.lg.jp>

日 時 : 2020年04月08日 (水) 13:11

長野市上下水道局下水道施設課係長 木原様

いつもお世話になっております。
下水道整備課の依田と申します。

長野県環境部生活排水課より 「令和2年度下水道における災害・事故に関する報告様式」及び「令和2年度災害・事故の報告フロー」についてのメールが届きましたので、転送いたします。ご確認よろしくお願いたします。

----- Original Message -----

Subject: 【長野県生活排水課】 (1/2) 「令和2年度下水道における災害・事故に関する報告様式」及び「令和2年度災害・事故の報告フロー」について (送付)

Date: Tue, 07 Apr 2020 14:37:30 +0900

From: "長野県環境部生活排水課" <seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp>

To: "201長野市 (河川課)" <kasen@city.nagano.lg.jp>, "201長野市 (上下水道局下水道整備課)" <gesuiseibi@city.nagano.lg.jp>, "202松本市 (上下水道局下水道課)" <gesui@city.matsumoto.lg.jp>, "203上田市 (上下水道局下水道課)" <gesuido@city.ueda.nagano.jp>, "204岡谷市 (建設水道部水道課)" <suido@city.okaya.lg.jp>, "205飯田市 (上下水道局下水道課)" <gesui@city.iida.lg.jp>, "206諏訪市 (水道局営業課・施設課)" <shisetsu@city.suwa.lg.jp>, "207須坂市 (水道局上下水道課)" <suidokyoku@city.suzaka.lg.jp>, "208小諸市 (環境水道部下水道課)" <gesui@city.komoro.nagano.jp>, "209伊那市 (水道部水道業務課・水道整備課)" <sus@city.ina.lg.jp>, "210駒ヶ根市 (建設部上下水道課)" <suidou@city.komagane.lg.jp>, "211中野市 (建設水道部上下水道課)" <gesuido@city.nagano-nakano.lg.jp>, "212大町市 (建設水道部上下水道課)" <jougesui@city.omachi.lg.jp>, "213飯山市 (建設水道部上下水道課)" <gesui@city.iiyama.lg.jp>, "214茅野市 (都市建設部水道課)" <suido@city.chino.lg.jp>, "215塩尻市 (水道事業部下水道課)" <gesui@city.shiojiri.lg.jp>, "217佐久市 (環境部下水道課)" <gesuido@city.saku.lg.jp>, "218千曲市 (建設部上下水道課)" <jogesui@city.chikuma.lg.jp>, "219東御市 (都市整備部上下水道課)" <jyougesuidou@city.tomi.nagano.jp>, "220安曇野市 (上下水道部下水道課)" <gesuido@city.azumino.lg.jp>, "303小海町 (町民課生活環境係)" <koumi@koumi-town.jp>, "304川上村 (産業建設課)" <kankyuu@vill.nagano-kawakami.lg.jp>, "305南牧村 (産業建設課)" <kankyousei@vill.minamimaki.lg.jp>, "309佐久穂町 (建設課)" <jyougesuidou@town.sakuho.lg.jp>, "321軽井沢町 (上下水道課)" <gesuishisetsu@town.karuizawa.nagano.jp>, "323御代田町 (建設課上下水道工務係)" <jouge-komu@town.miyota.lg.jp>, "324立科町 (建設課上下水道係)" <jouge@town.tateshina.lg.jp>, "349青木村 (建設農林課)" <suidou@vill.aoki.lg.jp>, "350長和町 (建設水道課上下水道係)" <gesui@town.nagano-nagawa.lg.jp>, "361下諏訪町 (建設水道課)" <ongesui@town.shimosuwa.lg.jp>, "362富士見町 (上下水道課)" <jyougesui@town.fujimi.lg.jp>, "363原村 (建設水道課上下水道係)" <suido@vill.hara.lg.jp>, "382辰野町 (建設水道課)" <suido@town.tatsuno.lg.jp>, "383箕輪町 (水道課)" <suido@town.minowa.lg.jp>, "384飯島町 (建設水道課水道係)" <suidou@town.iiijima.lg.jp>, "385南箕輪村 (建設水道課)" <lg-gesui@vill.minaminowa.lg.jp>, "386中川村 (建設水道課水道係)" <suido@vill.nagano-nakagawa.lg.jp>, "388宮田村 (建設課)"

"<suido@vill.miyada.lg.jp>, "402松川町（環境水道課）
"<kankyoutown.matsukawa.lg.jp>, "403高森町（環境水道課下水道係）
"<kansuitown.nagano-takamori.lg.jp>, "407阿智村（生活環境課下水道係）"<gesuivill.achi.lg.jp>, "413天龍村（建設課環境水道係）
"<e-josuivill.tenryu.jp>, "415喬木村（生活環境課）"<gesuivill.takagi.lg.jp>, "416豊丘村（環境課上下水道係）"<suido@vill.nagano-toyooka.lg.jp>, "422上松町（建設水道課上下水道係）"<gesuitown.agematsu.nagano.jp>, "423南木曾町（建設環境課上下水道係）"<jyougesuidoutown.nagiso.lg.jp>, "425木祖村（建設水道課）
"<gesuivill.kiso.lg.jp>, "430大桑村（建設水道課上下水道係）
"<jyogesuivill.okuwa.lg.jp>, "432木曾町（建設水道課上下水道係）
"<suidotown.kiso.lg.jp>, "446麻績村（振興課上下水道室）
"<miyajima-masaru@vill.omi.lg.jp>, "450山形村（建設水道課）
"<gesuivill.nagano-yamagata.lg.jp>, "451朝日村（建設環境課）
"<kensetsuvill.nagano-asahi.lg.jp>, "481池田町（建設水道課水道係）
"<suido2@town.nagano-ikedal.lg.jp>, "482松川村（建設水道課上下水道係）
"<suidou@vill.matsukawa.lg.jp>, "485白馬村（上下水道課）"<suido@vill.hakuba.lg.jp>, "486小谷村（建設水道課水道係）"<gesuivill.otari.nagano.jp>, "521坂城町（建設課）
"<gesuitown.sakaki.nagano.jp>, "541小布施町（建設水道課上下水道係）
"<suidotown.obuse.nagano.jp>, "543高山村（建設水道課）
"<kensuivill.takayama.nagano.jp>, "561山ノ内町（建設水道課下水道係）
"<gesuitown.yamanouchi.lg.jp>, "562木島平村（建設課・国調・水道係）
"<suidou@vill.kijimadaira.lg.jp>, "563野沢温泉村（建設水道課上下水道係）
"<jougesuivill.nozawaonsen.lg.jp>, "583信濃町（建設水道課下水道係）
"<suidoutown.shinano.lg.jp>, "588小川村（建設経済課）
"<jougesuivill.nagano-ogawa.lg.jp>, "590飯綱町（建設水道課）
"<gesuido@town.iizuna.lg.jp>, "904川西保健衛生"<kawanisi@sas.janis.or.jp>, "906南佐久環境衛生組合"<nankan-k@nan-kan.jp>, "907木曾広域連合"<kankyoc@kisoji.com>
※2分割送信しています。（1/2）

2 生排号外
令和2年(2020年)4月7日

市町村（連合・組合）下水道担当者 様

長野県環境部生活排水課

「令和2年度下水道における災害・事故に関する報告様式」及び
「令和2年度災害・事故の報告フロー」について（送付）

このことについて、別添のとおり送付します。有事の際は迅速な対応をお願いします。
なお、事故等の大小に関わらず報告をお願いします。

- 1 災害・事故の報告様式について
 - ①雨天時浸入水に起因する事象報告
 - ②浸水被害
 - ③地震等災害発生時の被災
 - ④工事事故報告
 - ⑤維持管理・水質における事故報告
 - ⑥道路陥没事故
- 2 災害・事故の報告フローについて
 - ①流域下水道
 - ②公共・特環下水道

- ③農業集落排水
- ④浄化槽

※ 災害・事故の報告フローには、個人情報が含まれておりますので取扱いには、
十分注意してください。
※ 連絡先等の変更が発生した場合、連絡をください。

長野県環境部生活排水課
中島俊一（課長）
生活排水係
飯島幸雄（企画幹） 石坂公成（担当）
電話 026-232-0111(代) 内3378
026-235-7299(直通)
ファクシミリ 026-235-7399
電子メール seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp

長野市上下水道局 下水道整備課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番
TEL（直通）026-224-7205, 7305, 5072, 5074
FAX 026-224-5114
E-mail : gesuiseibi@city.nagano.lg.jp

R2災害・事故報告フロー(下水道・農集排・浄化槽).pdf
様式①④⑤⑥.zip

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)

最終改正: 令和4年5月31日号外厚生労働省令第91号

改正内容: 令和4年5月31日号外厚生労働省令第91号[令和4年5月31日]

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - 二 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
 - 三 令第一条第三号のボイラー(小型ボイラーを除く。)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
 - 四 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
 - 五 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 六 移動式クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 七 デリック(クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 八 エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 九 建設用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 十 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 十一 ゴンドラの次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

電気関係報告規則(昭和40年6月15日号外通商産業省令第54号)

最終改正: 令和4年3月31日号外経済産業省令第25号

改正内容: 令和4年3月31日号外経済産業省令第25号[令和4年4月1日]

(事故報告)

第三条 電気事業者(法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。)又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物(原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物(鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路(電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。)に属するもの(変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。)以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。)に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故(死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。)	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
二 電気火災事故(工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。)		
三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故		
四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
イ 出力九十万キロワット未満の水力発電所		
ロ 火力発電所(汽力、ガスタービン(出力千キロワット以上のものに限る。)、内燃力(出力一万キロワット以上のものに限る。)、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。)における発電設備(発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。)(ハに掲げるものを除く。)		
ハ 火力発電所における汽力又は汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とする発電設備であつて、出力千キロワット未満のもの(ボイラーに係るものを除く。)		

<p>ニ 出力五百キロワット以上の燃料電池発電所</p> <p>ホ 出力五十キロワット以上の太陽電池発電所</p> <p>ヘ 出力二十キロワット以上の風力発電所</p> <p>ト 電圧十七万ボルト以上(構内以外の場所から伝送される電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体であつて、構内以外の場所に伝送するためのもの以外のものにあつては十万ボルト以上)三十万ボルト未満の変電所(容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十万キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。)</p> <p>チ 電圧十七万ボルト以上三十万ボルト未満の送電線路(直流のものを除く。)</p> <p>リ 電圧一万ボルト以上の需要設備(自家用電気工作物を設置する者に限る。)</p>		
<p>五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故(第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。)</p> <p>イ 出力九十万キロワット以上の水力発電所</p> <p>ロ 電圧三十万ボルト以上の変電所又は容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器若しくは出力十万キロワット以上の整流機器を設置する変電所</p> <p>ハ 電圧三十万ボルト(直流にあつては電圧十七万ボルト)以上の送電線路</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>七 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第九号及び第十一号に掲げるものを除く。)</p>	<p>電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>	
<p>八 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第十号及び第十一号に掲げるもの</p>	<p>経済産業大臣</p>	

を除く。)		
九 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	
十 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの	経済産業大臣	
十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故		電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十二 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十三 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号に掲げるもののうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。

7-B-1(1). 流入水量増加時・放流河川(千曲川)水位増加時の運転操作日誌
(時間雨量状況調査表)

主任	管理技術者

平成 年 月 日 () 担当者

時刻	市役所局雨量 (mm/h)	市役所局累計雨量 (mm)	東部雨量計 (mm)	着水井水位 (m)	ポンプ井水位 (m)	汚水ポンプ 運転号機	汚水ポンプ 揚水量 (m ³ /h)	放流水位 CRT (m)	放流口 水位票 (m)	立ヶ花 水位 (m)	警報・注意報時刻 警戒体制・連絡時刻 注意・警戒・非常事態雨量超過時刻 その他
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					
:						① ② ③ ④ ⑤ ⑥					

活性汚泥流出防止操作 開始時刻	:	活性汚泥流出防止操作 終了時刻	:
-----------------	---	-----------------	---

7-B-2(1)

活性汚泥流出防止操作報告書

降雨・融雪により流入汚水量が増加したため、運転操作要領に従って下記のとおり活性汚泥流出防止操作を行いましたので報告します。

活性汚泥流出防止操作 開始日時	平成16年2月22日(日)	23時50分
活性汚泥流出防止操作 終了時刻	平成16年2月22日(日)	2時00分
降 水 量 (東部浄化センター雨量 計)	22日	17.5 mm
	23日	0.5 mm
簡易処理水量	22日	57,048 m ³
	23日	63,705 m ³
放 流 水 量	22日	57,048 m ³
	23日	63,705 m ³
時間最大放流水量	22日	3,947 m ³ /h (23時)
	23日	3,738 m ³ /h (10時)

* 簡易処理水量の計算書は別紙のとおり。

* 水質検査結果は別紙のとおり。

局使用欄

県経由での国（国土交通省）への報告	報告日

7 - B - 2 (2)

活性汚泥流出防止操作報告書（速報） 第〇報

活性汚泥流出防止操作を行いましたので、その経緯及び対応を報告します。

1 事象等の経緯及び対応

令和〇年〇月〇日 XX:XX 大雨注意報発令
〇月〇日 XX:XX 洪水注意報発令
XX:XX 活性汚泥流出防止操作開始
〇月〇日 XX:XX 洪水注意報解除
XX:XX 大雨注意報解除
XX:XX 活性汚泥流出防止操作終了

※活性汚泥流出防止操作の開始までを速報の第1報として報告してください。
※活性汚泥流出防止操作の終了までを速報の最終報として報告してください。
※速報はこのファイルをメールで送付してください。
※活性汚泥流出防止操作の終了後、速やかに「東部浄化センター活性汚泥流出防止操作報告書」により、紙文書での報告をお願いします。

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報 令和 年 月 日 時 分 現在

担当: 氏名:

連絡先電話番号: E-mail:

都道府県名	事業者	事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道
都道府県 コード	市町村 コード		<input type="checkbox"/> 流域下水道
発生日時	令和3年7月6日 10時20分 ※推定の場合はその旨記載。		
発生場所	・発生場所(処理区)等		
	・放流先河川名(海域名)		
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)		
施設損傷 について	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 施設・設備名: 供用年数 年 / 耐用年数 年 (メンテナンスの状況について)		
事象類型	<input type="checkbox"/> ① 処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流 <input type="checkbox"/> ② 処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出 <input type="checkbox"/> ④ その他の事象(①～③以外の事象)		
事象等の 経緯及び対応			

有害物質等流入事故通報受信用紙

受付	受付日 平成 年 月 日		受付者氏名 ()	
	□電話 □FAX □その他 ()			
通報者	事業場の名称			
	通報者の氏名			
	連絡先	TEL	FAX	
事故概要	事故発生（発見）日時		年 月 日 時 分	
	事故発生場所			
	下水道に流入した有害物質等			
事故の内容				
	【想定される下水道への影響】			
応急の措置				
通報先	□警察 □消防 □環境部局		□河川管理者 □その他	
備考				

7-B-4
 水処理等異常 報告書

水道局 (No.)

受託者 (No.)

起案日	第一ガイド	東部運転	公開区分	公開・部分公開・非公開
決裁日	第二ガイド	水質管理	非公開とする理由部分	
保存年限	個別フォルダ	水処理等異常報告	長野市情報公開条例第 条第 号該当	
主務	担当	係長	補佐・主幹	課長

異常発見・対応報告

- 緊急
 非常

異常件名		異常区分	作成者	管理責任者
異常発見年月日	年 月 日 () 時	<input type="checkbox"/> 水処理 <input type="checkbox"/> 汚泥処理 <input type="checkbox"/> その他		
発見場所		発見者		
状況 応急処置				
所見 対応				

経過・原因報告

主務	担当	係長	補佐・主幹	課長

作成年月日	平成 年 月 日 ()	作成者	
経過			
発生原因		原因区分	原因物質
		<input type="checkbox"/> 流入水	量
		<input type="checkbox"/> 処理工程 <input type="checkbox"/> その他	
予防措置等			
操作要領の見直し	(要・不要)	内 容:	
		見直予定:	

地震災害報告書

第 報 (年 月 日 時 分 現在)

流域もしくは対象市町村名:長野市

■ 処理施設等

日付	施設名	被災構造物及び機器	被災内容	応急状況	応急内容	復旧状況	復旧内容

■ 管 路

日付	詳細調査延長 [km]	詳細調査済み延長 [km]	詳細調査に伴う被災延長 [km]	被災構造物及び機器	被災内容	応急状況	応急内容	復旧状況	復旧内容

事故発生状況報告 (第 報)

令和 年 月 日 時 分現在
(処理場名)

項 目	内 容
事故発生年月日時	年 月 日 時 分
発見年月日時	年 月 日 時 分
原因物質名	
原因者	
処理場への影響	有 () ・ 無
放流水への影響	有 () ・ 無
放流水質検査結果	COD SS
状 況	
被害状況	
経 過	
対策状況	
記 事	

注)処理場内、流入・放流管路で起こった事故及び異常流入等についてはこの報告様式で報告する。

7-B-9

様式 8

放流水質基準超過報告(第報)

令和 年 月 日
(処理場名)

項 目	内 容
採 水 月 日 時	年 月 日 時 分
超過項目名及び濃度	
原 因	
流入水の状況等	
講じた対応等	
備 考	

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (令和 年 月 日 時 分 現在)

担当: _____ 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																			
都道府県名	事業者	事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他																	
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																			
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 ・放流先河川名(海域名)																			
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																			
施設損傷について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)																			
事故類型	水質事故 <small>「その他案件」の場合は記入不要</small>	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																		
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																			
事故等の経緯及び対応																				
事故の原因等	・事故の原因 ・原因物質とその量 ・放流水質について (処理場名 : _____)																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">測定物質</th> <th style="width: 15%;">計測値</th> <th style="width: 30%;">基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th style="width: 15%;">採水日</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考			/					/		
	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考															
		/																		
		/																		
<small>※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。</small>																				
事故への対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (_____) <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (_____) <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (_____) <input type="checkbox"/> マスコミ対応 (_____)																			
水道原水など利水への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																			
再発防止策																				

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等がございましたら添付すること。

7-B-11 (1)

事故発生状況届出書

年 月 日

長野市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

事業場等において事故が発生したので、長野市公害防止条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
事故の内容	発生日時	年 月 日午前・午後 時 分
	状況	
	原因	
被害の内容		
応急措置の概要		
復旧工事の概要		
事故処理担当部署		

備考

- 1 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 事故の状況、被害の範囲等を示す図面を添付すること。

7-B-11 (2)

事故再発生防止措置計画書

年 月 日

長野市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日発生[㊟]の事故に係る再発生を防止するための措置に関する計画を作成したので、長野市公害防止条例第17条第2項の規定により、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故の概要	
事故再発生防止措置計画	
計画の完了予定年月日	年 月 日

備考 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

7-B-11 (3)

事故再発生防止措置完了届出書

年 月 日

長野市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日提出の事故再発生防止措置計画に基づく事故の再発生を防止するための措置が完了したので、長野市公害防止条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故の概要	
事故再発生防止措置の概要	
措置の完了年月日	年 月 日

備考 代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

事務連絡
平成30年4月2日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

） 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事事務報告要領の改定について

下水道工事の事故防止にあたっては、H21.12.24 付事務連絡「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて」において「下水道工事事務報告要領」を通知し、下水道工事事務事故についてご報告いただくとともに、国土交通省へ報告のあった事故についてとりまとめた「下水道セーフティネット」を毎月送付し、事故を未然防止するための取り組みを要請しているところです。また、下水道工事において発生する死亡事故等の重大な事故情報を迅速に把握することを目的として、H29.4.3 付事務連絡「下水道工事事務報告要領の改訂について」において報告をお願いしているところです。

今回、下水道工事に関する事故の報告対象を追加し、別紙のとおり要領を改定いたしましたので、平成30年4月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

あわせて、より一層の安全対策の徹底と工事現場における安全管理の強化をお願いいたします。

下水道工事に関する事故災害報告

第 報 (最終) 令和 年 月 日 時 分 現在

都道府県名	長野県	事業主体名	長野市	事業種別	○ 公共下水道	特公下水道	特環下水道	
					流域下水道	都市下水路	その他	
事故の発生した工事の概要								
工事名				工事費				
				工期 ~				
				区分	補助	単独	合併	
工事場所	長野市 町			開削	推進	シールド		
元請業者名 (代表者氏名)				工事概要	開削工 L= m マンホール設置 箇所 付帯工 1式			
事故災害の状況								
発生日時	令和 年 月 () 時 分			発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故の内容について、できるだけ詳細に記入				
発生場所	長野市 町							
罹災者	(所属・氏名)		(性別)					
			(年齢)					
	従事作業							
	(被災状況)							
事故類型	①墜落・転落		②はさまれ・巻き込まれ		③飛来・落下		④切れ・こすれ	
該当する類型に○	⑤転倒		⑥激突		⑦土砂崩落		⑧交通事故	
	⑩おぼれ		⑪火災・爆発		⑫公衆災害		⑬作業車両の横転	
							⑭その他	
措置状況及び対応方針	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。 また、今後の対応方針(事故防止対策、誇示の再開の目処等)を記入。			事故災害状況図 (別紙添付可) 位置図、平面図(状況図)、写真、新聞記事など添付				
関係官署事故調査状況	労働基準監督署、警察等の調査状況を記入							
報道等の発表等		有・無						
備考								

7-B-12(2). 下水道工事に関する事故害報告書

②「様式2」(事故事例シート)

事故事例

事故の程度		事故発生状況図
災害の種類		
職 種		
従事作業		
災害発生状況		
人的要因		
物理的要因		
管理的要因		
考えられる再発防止策		

③「様式3」(死亡事故要因分析チェックリスト)【死亡事故が発生した場合のみ】

死亡事故要因分析チェックリスト

<p><u>不安全な状態(直接的要因)</u></p> <p>1. 物自体の欠陥 <input type="checkbox"/> 2. 防護措置・安全装置の欠陥 <input type="checkbox"/> 3. 物の置き方、作業箇所の欠陥 <input type="checkbox"/> 4. 保護具・服装等の欠陥 <input type="checkbox"/> 5. 作業環境の欠陥 <input type="checkbox"/> 6. 部外的・自然的な不安全な状態 <input type="checkbox"/> 7. 作業方法の欠陥 <input type="checkbox"/> 8. その他不安全な状態 <input type="checkbox"/> 9. 不安全な状態のないもの <input type="checkbox"/></p> <p><u>不安全な行動(直接的要因)</u></p> <p>1. 防護・安全装置を無効にする <input type="checkbox"/> 2. 安全措置の不履行 <input type="checkbox"/> 3. 不安全な放置 <input type="checkbox"/> 4. 危険な状態を作る <input type="checkbox"/> 5. 機械・装置等の指定外の使用 <input type="checkbox"/> 6. 運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等 <input type="checkbox"/> 7. 保護具・服装の欠陥 <input type="checkbox"/> 8. その他の危険場所への接近 <input type="checkbox"/> 9. その他の不安全な行為 <input type="checkbox"/> 10. 運転の失敗(乗物) <input type="checkbox"/> 11. 誤った動作 <input type="checkbox"/> 12. その他不安全な行動 <input type="checkbox"/> 13. 不安全な行動のないもの <input type="checkbox"/></p> <p><u>安全管理上の欠陥(間接的要因)</u></p> <p>1. 管理組織の欠陥 <input type="checkbox"/> 2. 部下に対する監督、指導不足 <input type="checkbox"/> 3. 規定、マニュアル類の不備、不徹底 <input type="checkbox"/> 4. 適正配置の不十分 <input type="checkbox"/> 5. 安全衛生管理計画の不良 <input type="checkbox"/> 6. 健康管理の不良など <input type="checkbox"/> 7. 教育、訓練の不足 <input type="checkbox"/></p>
--

※事故が発生した要因について、分析し、起因したと想定される項目について、チェックボックスを■として下さい(複数選択可)

④「死亡事故再発防止対策等の指導状況資料」【死亡事故が発生した場合のみ】

<p>「様式3(死亡事故要因分析チェックリスト)と併せ以下の資料について提出すること。 なお、様式は任意とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事故原因に対応した再発防止策」 ・「受注者に対する処分」 ・「関係機関(警察、労働基準監督署等)との協議・指導状況」
--

維持管理事故及びその他災害報告

様式-6

第 報 令和 年 月 日 時 分 現在

都道府県名	長野県	事業主体名	長野市	事業種別	○	公共下水道	特公下水道	特環下水道
						流域下水道	都市下水路	その他
事故の発生した工事の概要								
工事名					工事費			
					工期 ~			
					区分	補助	単独	合併
工事場所	長野市 町				開削	推進	シールド	
元請業者名 (代表者氏名)					工事概要			
事故災害の状況								
発生日時	令和 年 月 () 時 分				発生経緯 及び内容 (事故原因)			
発生場所	長野市 町							
罹災者	(所属・氏名)		(性別)					
			(年齢)					
	従事作業							
	(被災状況)							
措置状況及び 対応方針	事故発生直後からの措置状況を時系列に 記入。 また、今後の対応方針(事故防止対策、誇 示の再開の目処等)を記入。				事故災害状況図 (別紙添付可) 位置図、平面図(状況図)、写真、新聞記事など 添付			
	関係官署事 故調査状況	労働基準監督署、警察等の調査状況を記入						
報道等の発表等		有・無						
備考								

事 務 連 絡
平成29年 3 月 3 0 日

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道の維持管理における人身事故及び水質等事故（以下、「維持管理事故」という。）が発生した際には、各下水道管理者より事故報告書を提出いただき、下水道セーフティネット[※]等で事故情報や再発防止策、経年分析結果を周知することで、維持管理事故の未然防止・抑制を図っているところです。

より正確な事故情報等の提供や分析を行うため、平成29年度より事故報告様式を別紙1、2のとおり変更を行うこととしたので、平成29年4月1日からの維持管理事故報告については、新様式にて作成及び提出いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙1 維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書
（様式、記入例、水質事故等分類表）
- ・別紙2 維持管理事故（人身事故）に関する事故報告書
（様式、記入例、人身事故分類表）

※下水道セーフティネットURL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (平成 年 月 日 時 分 現在)

担当: _____ 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																			
都道府県名	事業者	事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他																	
発生日時	※推定の場合はその旨記載。																			
発生場所	・ 発生場所(関係処理場)等 ・ 放流先河川名(海域名)																			
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																			
施設損傷について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)																			
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																			
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																			
事故等の経緯及び対応																				
事故の原因等	・ 事故の原因 ・ 原因物質とその量 ・ 放流水質について (処理場名 : _____)																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">測定物質</th> <th style="width: 15%;">計測値</th> <th style="width: 40%;">基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th style="width: 15%;">採水日</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考										
	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考															
<small>※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。</small>																				
事故への対応状況	<input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 () <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 () <input type="checkbox"/> マスコミ対応 ()																			
水道原水など利水への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																			
再発防止策																				

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 1 報

(平成29年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: 〇〇県〇〇市下水道部下水道課 氏名: _____
 連絡先電話番号: _____ E-mail: _____

事故分類	<input checked="" type="checkbox"/> 水質事故 <input type="checkbox"/> その他案件																
都道府県名	〇〇県 事業者 <u>△△△市</u>	事業種別 <input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 特公下水道 <input type="checkbox"/> 特環下水道 <input type="checkbox"/> 流域下水道 <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他															
発生日時	平成29年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。																
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 <u>〇〇市△△町□□丁1-2 (〇〇浄化センター)</u> ・放流先河川名(海域名) <u>一級河川〇〇川</u> <input checked="" type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)																
施設損傷について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: <u>管渠(ヒューム管Φ300)(自然流下)</u> 供用年数 <u>65年</u> / 耐用年数 <u>50年</u> (メンテナンスの状況について) (例) 毎年一回、マンホール蓋及びマンホール内の目視点検を実施。管路については、5年に一度、カメラ調査を実施。(昭和27年に施工)																
事故類型	<input type="checkbox"/> ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) <input type="checkbox"/> ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) <input type="checkbox"/> ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 <input type="checkbox"/> ④ 雨水管からの悪質下水の流出 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 <input type="checkbox"/> ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																
原因者	<input type="checkbox"/> 1. 下水道管理者(委託を含む) <input type="checkbox"/> 2. 民間事業者(一般人を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 3. その他(天災、原因不明を含む)																
事故等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 〇〇市〇〇町の歩道内のマンホールから汚水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 〇〇市下水道部管理課職員が現地を確認、管渠が閉塞していると想定。〇〇市環境課、〇〇警察署、〇〇消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者((株)〇〇)へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した汚水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 閉塞原因物質(繊維質のものと油脂類が固化したもの)を回収し、閉塞を解消。道路上の清掃完了。 14:00 〇〇市環境課立会いのもと、水域への汚水の流出はなく、道路上への流出汚水が少量であったこと、流出汚水の回収を行い、残った汚水についても水による希釈を十分におこない合流管へ排出したこと、消石灰による消毒の対応を行ったこと、民地等の道路以外の土地への流出が無かったことから、対応を完了とした。																
事故の原因等	・事故の原因 (例) 民間事業者又は一般家庭から排出されたと想定される油脂類とオムツなどの繊維質が絡まり管渠を閉塞させ、マンホールから汚水があふれた。 (例) 〇〇会社△△工場(特定事業場)から誤って有害物質を下水道に流入させた為、処理場からの放流水質が基準値を超過した。 (例) 処理場の施設設備に経年劣化による故障が発生した為、未処理水が公共用水域に放流された。 ・原因物質とその量 (例) 汚水〇〇L (例) 悪質下水の流入(鉱油類 20mg/L (排水基準値:5mg/L)) 100L (例) 特定事業所から悪質下水の排水(シアン2mg/L (排水基準値:1mg/L)) 50L ・放流水質について (処理場名: <u>〇〇浄化センター</u>) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>採水日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)</td> <td>15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)</td> <td>4/1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>0.1mg/L</td> <td>1mg/L / 1mg/L</td> <td>4/1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。		測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考	BOD	20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	4/1		シアン	0.1mg/L	1mg/L / 1mg/L	4/1	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考													
BOD	20mg/L(最大値) 17mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	4/1														
シアン	0.1mg/L	1mg/L / 1mg/L	4/1														
事故への対応状況	<input checked="" type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例: 処理水の貯留による放流の一時停止) <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 (例: 水濁協への連絡、関係利水者への連絡) <input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 (例: 取水停止、遊泳禁止) <input type="checkbox"/> マスコミ対応 (例: 〇時に〇〇記者クラブに一報を投げ込み)																
水道原水など利水への影響	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 (例: 一級河川〇〇川への放流水質悪化のため、処理場下流側〇〇市において、水道水に異臭を確認、取水制限を実施。)																
再発防止策	例: 原因物質からの原因者特定が困難であるため、今後、市報や自治会回覧を用いて住民への注意喚起を行う。また、閉塞箇所付近、及び上流側にある飲食店への除害施設の管理状況の確認と指導を行う。(別紙参照)																

複数の設備が損傷した場合は、主となる設備について記入してください。

施設の種類についても記入してください。(自然流下式管渠、圧力式管渠等)

事故の経緯及び各種対応を時系列にて記入してください。

原因物質、量、または水質基準(特定事業所等)等について、出来る限り詳細に記入してください。

関係処理場における放流水の水質について、記入してください。

基準値は、「下水道法の基準」と「水濁法等の基準(上乗せ条例)」の両方の基準値の記入をしてください。

※原因物質による放流水の水質基準超過が無かった場合も、その事を記入してください。

記入例1: BODの値が下水道法の基準を超過した。

記入例2: 事業場から基準値を超過するシアンが排出されたが、処理場放流水質については、基準値内であった。

再発防止措置について、記入してください。

水質事故等分類表

事故分類	事故類型	分類の説明	事故例
水質事故	①悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準を超過した事故
	②悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したが、処理場からの放流水の水質が基準に適合できた事故。	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したが、処理場における処理等で放流水の水質が基準を超過しなかった事故
	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	設備の故障や誤操作等により、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	・反応槽のプロア故障により、放流水の水質が基準を超過した事故 ・最終沈殿池より、汚泥が流出し、放流水の水質が基準を超過した事故
	④雨水管からの悪質下水の流出	雨水管に汚水や油等が流入し、河川や海などに流出した事故	・民間施設より重油が漏れ、雨水管に流入し、河川に流出した事故 ・排水設備の誤接続により、汚水が雨水管に流入し、河川に流出した事故
	⑤下水道施設からの下水等の流出	管路施設の破損等により、下水や汚泥等が道路などに流出した事故	・管渠の破損により、海へ汚水が流出した事故 ・マンホールポンプが停止し、マンホールから汚水が道路に溢水した事故 ・管渠内が油脂類等により閉塞し、マンホールから汚水が溢水した事故
	⑥その他事故(①～⑤以外の事故)	①～⑤に分類されない水質等に関わる事故	・管渠内で硫化水素が発生し、異臭騒ぎ
その他案件	—	人身・水質事故に分類されない案件	・処理場内の除草作業で発生した刈草が車のマフラーの熱で発火した案件。 ・中継ポンプ場へ侵入され、窓ガラスを割られた案件 ・施設設備損傷が発生したが、迅速な対応を行った為、水質事故とはならなかった案件。

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第 報

現在

都道府県名	事業者	事業種別	現在		
			公共下水道 流域下水道	特公下水道 都市下水路	特環下水道 その他
事故災害の状況					
発生日時			発生経緯 及び 内容 (事故原因)		
発生場所					
罹災者	(所属・氏名)	(性別)			
		(年齢)			
	従事作業				
	(被害状況)				
事故類型	① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒
	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他	
措置状況			事故災害状況図 (別紙添付可)		
関係官署 事故調査状況					
再発防止策	(別紙添付可)				
報道等の発表等					
備考					

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第〇報

(最終)

▲最終報告の場合、(最終)と記入

18:00

現在

都道府県名	〇〇県	事業者	△△市	事業種別	<input type="radio"/> 公共下水道	<input type="checkbox"/> 特公下水道	<input type="checkbox"/> 特環下水道
					<input type="checkbox"/> 流域下水道	<input type="checkbox"/> 都市下水路	<input type="checkbox"/> その他
事故災害の状況							
発生日時	平成29年4月1日 15:00頃			請負業者等の場合、会社名(〇次下請)と追記	発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できる限り詳細に記入		
発生場所	△△市 □□処理場						
罹災者	(所属・氏名)	(性別)		発生経緯及び内容(事故原因)			
	自治体職員 下水三郎	男					
	従事作業	38 (年齢)					
事故類型説明シートを参考に該当する類型に○	放流水質調査			発生経緯及び内容(事故原因)			
	(被害状況)						
	右手中指骨折(全治4週間)						
事故類型	<input type="radio"/> ① 墜落・転落	<input type="checkbox"/> ② はさまれ・巻き込まれ	<input type="checkbox"/> ③ 飛来・落下	<input type="checkbox"/> ④ 切れ・こすれ	<input type="checkbox"/> ⑤ 転倒		
	<input type="checkbox"/> ⑥ 激突	<input type="checkbox"/> ⑦ 土砂崩壊	<input type="checkbox"/> ⑧ 交通事故	<input type="checkbox"/> ⑨ 感電	<input type="checkbox"/> ⑩ おぼれ		
	<input type="checkbox"/> ⑪ 火災・爆発	<input type="checkbox"/> ⑫ 公衆災害	<input type="checkbox"/> ⑬ 作業車両の横転	<input type="checkbox"/> ⑭ その他			
措置状況	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。			事故災害状況図 (別紙添付可)			
関係官署 事故調査状況	労働基準監督署、警察、他部局等の調査状況を記入			再発防止策を記入			
再発防止策	(別紙添付可)						
報道等の発表等		有無を記入					
備考							

<参考>

人身事故分類表

事故種別	事故類型	事件事例
死亡事故	① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
	② はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
	③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
	④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
	⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
	⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合も含む。交通事故は除く。
負傷事故	⑦ 土砂崩壊	土砂等がぐずれ落ちまたは崩壊して人にあたった場合をいう。
	⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
	⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
	⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
	⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
	⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
	⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
	⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。

電 気 事 故 報 告

令和 年 月 日

中部近畿産業保安監督部長 殿

〒380-8512

住 所 長野県長野市鶴賀緑町1613番地

氏 名(名称及び代表者の氏名)

長野市上下水道局

長野市上下水道事業管理者 高見澤 裕史

電気関係報告規則第3条の規定により別紙のとおり電気事故について報告します。

電気関係事故報告

1. 件名:

2. 報告事業者

1) 事業者名(電気工作物の設置者名):

2) 住所:

3. 発生日時:

4. 事故発生の電気工作物(設置場所、使用電圧):

5. 状況:

6. 原因:

7. 被害状況:

1) 死傷: 有・無

内容:

2) 火災: 有・無

内容:

3) 供給支障: 有(供給支障電力、供給支障時間)・無

内容:

4) その他(上記以外の他に及ぼした障害)

内容:

8. 復旧日時:

9. 防止対策:

10. 主任技術者の氏名及び所属(外部委託承認がある場合は、委託先情報):

11. 電気工作物設置者の確認: 有・無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

事故報告書

事業場の種類		事業場の名称(建設業にあつては工事名併記のこと)						労働者数			
事業場の所在地		発生場所									
(電話											
発生日時		事故を発生した機械等の種類等									
年 月 日 時 分											
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称											
事故の種類											
人的被害	区分	死亡	休業4 日以上	休業1 ~3日	不休	計	物的被害	区分	名称・規模等	被害金額	
								建物		円	
	事故発生事業場の被災労働者数	男							その他の建設物		円
	女							機械設備		円	
	その他の被災者の概数								原材料		円
									製品		円
									その他		円
							合計		円		
事故の発生状況											
事故の原因											
事故の防止対策											
参考事項											
報告書作成者職氏名											

年 月 日

事業者 職名
氏名

印

労働基準監督署長 殿

(備考)

- 「事故の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事故を発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。
 - ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
 - クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。
 - ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積載荷重。
- 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、()内には死亡者数を内数で記入すること。
- 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

7-B-15(2)

様式第24号(第97条関係)

労働者死傷病報告

年 月から 年 月まで

事業の種類		事業場の名称 (建設業にあつては工事名を併記のこと)				事業場の所在地		電話	労働者数
									人
被災労働者の氏名	性別	年令	職種	派遣労働者の場合は欄に○	発生日	傷病名及び傷病の部位	休業日数	災害発生状況	
	男・女	才			月 日				
	男・女	才			月 日				
	男・女	才			月 日				
	男・女	才			月 日				
	男・女	才			月 日				
	男・女	才			月 日				
報告書作成者職氏名									

年 月 日

事業者 職名
氏名

印

労働基準監督署長 殿

- 備考
- 1 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、それぞれの所轄労働基準監督署に提出すること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

事務連絡

平成31年4月1日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで地震災害及び風水害発生時の下水道施設の被害報告については、災害復旧事業や広域的な支援の準備を迅速に行う観点から、被害発生の有無等の第一報を国土交通省においてより早期に把握するために、「地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成24年12月12日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)及び「風水害時の下水道施設及び浸水被害の速報の報告について」(平成25年7月17日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡)に基づき、報告をお願いしているところです。

今後は、地震、風水害、その他自然災害による下水道施設の被害状況について必要な内容を早期に把握するため、以下の①～②の場合においては、別添の報告様式1、2により速やかに報告をお願いします。報告に当たっては、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで報告いただくようお願いします。

また、本事務連絡の報告とは別に、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成29年7月14日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付に報告を行うようお願いします。

- ① : 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② : 風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

なお、本ルールについては、今後の運用状況を見て、変更等を行う場合があります。その場合には、改めてご連絡させていただきます。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知していただけますようお願いいたします。

以上

点検・調査の実施状況、被害状況、対応状況等を

被害が確認された場合、復旧見込み、被害規模等を

○下水道

・被害あり。

<その他施設の被害(処理場・ポンプ場、管渠・マンホール以外)>

随時記載してください。

等を

都道府県名	市町村・流域等名	点検・調査の実施予定		被害状況、対応状況等					復旧見込み、被害規模等				その他	
		点検実施状況 ①点検済み ②点検中(着手済み) ③点検未着手	左記で「③点検未着手」を選択した場合、点検着手予定日	点検完了見込み ※左記の点検実施状況欄で、「②点検中(着手済み)」又は、「③点検未着手」を選択した場合は必ず記入	被害の有無 ①有 ②無	被害状況等(応急復旧が必要な箇所) ※停電による機能停止も含む	機能停止した箇所数(箇所)	左記における対応状況等 ※応急復旧が完了した場合は、その日にも記載。	機能停止した箇所のうち、復旧した箇所数(箇所)	復旧見込み(仮復旧含む)	応急復旧が必要な箇所における下水道の状況(雨水の場合は、「-」) ①「通常運転」 ②「断水中」 ③「-」	下水道使用制限の有無(雨水の場合は、「-」) ①「有」 ②「無」 ③「-」		被害規模 左記で「①有」を選択した場合は、その影響人口等を記載 <雨水ポンプ場> 排水面積を記載
記載例	○市	③点検未着手	○月○日着手予定	○月○日完了見込み	①有	マンホールポンプ1箇所(汚水)	1	周辺部の排水作業中。排水後に、設備の点検を行い、対応方針を決定する予定。	0	○月○日 ○月上旬	①「通常運転」	①「有」	○人(○世帯)	

〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2

<記載要領>

- 被害が確認された場合、作成時点で可能な範囲で本様式の作成をお願いします。
- 被害箇所の位置図(市町村全域及び被害箇所)と被害状況が分かる写真(被害箇所が多い場合は、代表的な箇所の写真で可)を記載・添付してください。その際、被害状況が分かるよう、必要に応じてコメント等を記載してください。
- 被害箇所数は、報告様式1で記載している被害状況等(応急復旧が必要な箇所)の数量と整合を図ってください。
- 被害箇所の位置図については、市役所や主要駅等のランドマークを記載してください。
- 1枚で収まらない場合は、複数枚になっても構いません。



〇〇市役所

<〇〇浄化センターの被害状況>
〇〇による機能停止

(写真2)

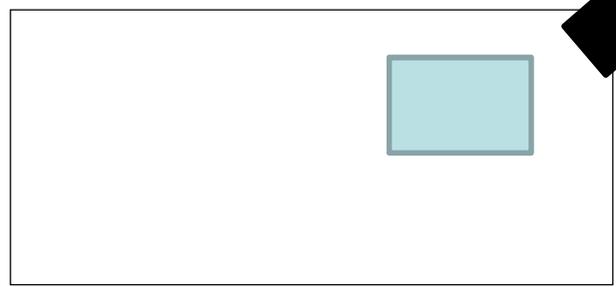
<〇〇雨水ポンプ場の被害状況>
〇〇による機能停止

(写真1)

<〇〇処理区>
汚水管渠の破損〇箇所

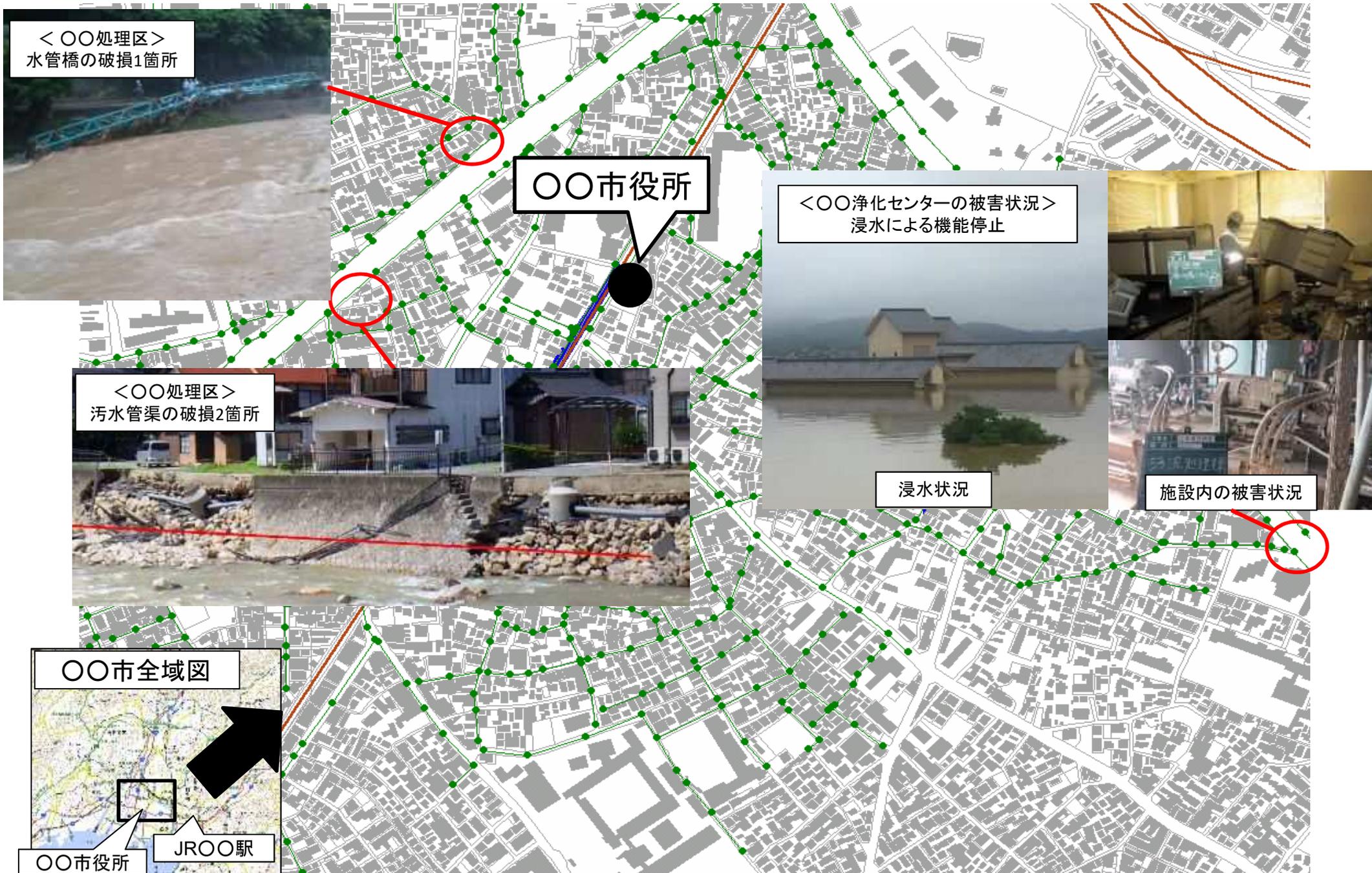
(写真3)

〇〇市全域図



〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2(作成例)



7-B. 様式一覧

番号	様式の名称	運転操作要領
7-B-1(1)	流入水量増加時・放流河川(千曲川)水位増加時の運転操作日誌	2-2
7-B-1(2)	〃 (10分間雨量状況調査票)	2-2
7-B-2(1)	活性汚泥流出防止操作報告書	2-2
7-B-2(2)	活性汚泥流出防止操作報告書(速報)	2-2
7-B-2(3)	雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書	2-2
7-B-3	有害物質等流入事故通報受信用紙	2-3
7-B-4	水処理等異常 報告書	2-3
7-B-5	水処理等異常 現場バックテスト結果	2-3
7-B-6	水処理等異常 水質試験結果	2-3
7-B-7(1)	地震災害報告書	2-4、2-H
7-B-7(2)	地震災害報告書(詳細調査)	2-4、2-H
7-B-8	(水質)事故発生状況報告	2-5、2-H
7-B-9	放流水質基準超過報告	2-5、2-H
7-B-10	水質事故等概要報告書	2-5、2-H
7-B-11(1)	事故発生状況届出書	2-5、2-H
7-B-11(2)	事故再発生防止措置計画書	2-5、2-H
7-B-11(3)	事故再発生防止措置完了届出書	2-5、2-H
7-B-12(1)	下水道工事に関する事故災害報告「様式1」	2-5、2-H
7-B-12(2)	下水道工事に関する事故災害報告「様式2、3」	2-5、2-H
7-B-13	維持管理事故・その他災害報告	2-5、2-H
7-B-14(1)	電気関係事故報告書(鑑)	2-5、2-H
7-B-14(2)	電気関係事故報告書	2-5、2-H
7-B-15(1)	事故報告書(労働安全衛生規則第96条)	2-5、2-H
7-B-15(2)	労働者死傷病報告	2-5、2-H
7-B-16(1)	施設被害報告	2-5、2-H
7-B-16(2)	被害状況(写真・位置図等)	2-5、2-H

7-C. 運転操作要領 改訂履歴

長野市東部浄化センター

改訂年月日	主な改訂	備考
昭和56年4月1日	初版制定	
昭和58年4月1日	設備拡張に伴う改訂	
昭和62年4月1日	設備拡張に伴う改訂	
平成3年3月31日	設備拡張に伴う改訂	
平成9年12月1日	設備拡張、南部浄化センター廃止に伴う改訂	
	A4版に変更	
平成15年12月8日	設備拡張、更新に伴う改訂	
	ISO14001に対応	
	処理場編、ポンプ場編を合併	
平成16年4月8日	誤字訂正、設定値の変更等	
平成17年6月30日	設備更新に伴う改訂	
	不具合箇所等の訂正・追加	
平成18年1月23日	燃料、薬品の緊急時関連の見直し。	
	エネルギー管理、地球温暖化防止、点検作業、角落としについて新規追加。	
	特別高圧受変電設備の見直し。	
	1-4 特別高圧樹変電設備	受電→受変電、変電及び配電設備の運転を追加
	1-8 燃料管理	燃料タンクの点検作業について追加
	1-9 薬品管理	薬品タンク回りの点検作業、薬品タンク回り確認事項の内容を追加
	1-10 エネルギー管理	新規
	1-11 地球温暖化防止対策	新規
	1-I 塩素接触タンクの運転方法	接タンドレンの回数変更、泥の堆積状況の測定について追加
	1-S 燃料等一覧表	送風機潤滑油を追加
	1-T 重油灯油緊急時対応フローチャート	連絡先追加
	1-T-1 燃料緊急時対応図_汚泥棟A重油	新規
	1-T-2 燃料緊急時対応図_焼却A重油	新規
	1-T-3 燃料緊急時対応図_自家発A重油	新規
	1-T-4 燃料緊急時対応図_管理本館灯油	新規
	1-T-5 燃料緊急時対応図_安茂里灯油	新規
	1-T-6 燃料緊急時対応図_新諏訪軽油	新規
	1-V 薬品緊急時対応フローチャート	連絡先追加
	1-V-1 薬品緊急時対応図_接タン次亜	新規
	1-V-2 薬品緊急時対応図_焼却苛性	新規
	2-1-3 特別高圧変電設備停電時フローチャート	内容全面改訂
	2-H 事故時の届出報告一覧表	連絡先追加
	3-J 点検作業手順一覧表	新規(手順書は受託者が作成)
	3-K 角落とし一覧表	新規
	3-K-1 角落とし位置図_沈砂池	新規
	3-K-2 角落とし位置図_水処理	新規
	3-K-3 角落とし位置図_水処理	新規
	3-K-4 角落とし位置図_接タン	新規
	5-A 関連文書一覧	エネルギー管理要領、エネルギー管理標準、地球温暖化防止実行計画、点検作業手順書追加

改訂年月日	主な改訂	備考	
平成18年12月25日	有害物質等流入事故対応マニュアル関連追加及び変更		
	汚泥濃縮タンク棟薬液洗浄設備廃止及び活性炭脱臭設備追加に伴う変更		
	電気設備事故時操作要領追加		
	1-3 脱臭設備	循環液性状試験、循環排水タイマー設置追加	
	1-4 特別高圧受電設備	受電及び配電設備の運転追加	
	1-5 水質管理	試験項目・回数等追加及び変更	
	1-6 施設管理	受水槽・高置水槽点検追加、井戸管理追加	
	1-8 燃料管理	受入時の確認事項及びバルブ表示札の確認事項追加	
	1-9 薬品管理	受入時の確認事項及びバルブ表示札の確認事項追加	
	1-H 脱臭設備の運転方法	汚泥濃縮タンク棟薬液洗浄塔削除及び活性炭脱臭追加	
	1-H-1 脱臭設備 運転設定値 一覧表	汚泥濃縮タンク棟薬液洗浄塔削除及び活性炭脱臭追加	
	1-Q 東部浄化センターで作業等される事業者の皆様へ	燃料・薬品納入方法及び燃料使用の仮設機器取り扱い方法の追加	
	1-U 薬品一覧表	接付棟ハイクロン追加、汚泥濃縮タンク棟薬液洗浄薬品削除及び活性炭追加	
	2-1 電気設備事故時の運転	事故時操作要領追加	
	2-1 電気設備事故時の運転	CVCF・直流電源装置一覧追加、CVCF操作追加、直流電源操作追加	
	2-1-1 停電時事故範囲図	範囲図変更	
	2-1-2 停電発生時フローチャート	フローチャート変更	
	2-1-3 特別高圧受電設備停電時フローチャート	フローチャート変更	
	2-3 水処理異常時の運転	事業場からの有害物質や油類流入通報時の対応追加	
	2-3-1 水処理異常の内容と対応方法	内容、対応方法、考えられる原因 追加及び変更	
	2-3-2 流入水質異常対応フローチャート	事業場からの通報対応、分配槽センサー洗浄方法等追加	
	2-3-3 油類流入時の対応	新規	
	2-4 その他の非常時	公営企業管理者を市長に変更	
	3-C ポンプ類操作方法	汚泥濃縮タンク棟脱臭設備削除及び名称変更、砂ろ過棟雑用水ポンプ台数変更(焼却)	
	3-E 清掃方法	脱臭薬液洗浄塔清掃間隔変更	
	3-I 監視測定機器一覧表	放流透視度計等追加、変更	
	3-J 点検作業手順一覧表	分配槽、水処理棟及び塩素接触タンク棟関係追加	
5-A 関連文書一覧表	長野市水道局有害物質等流入事故対応マニュアル追加		
5-B 様式一覧	有害物質等流入事故通報受信信用紙追加		
3-K 角落とし一覧表	寸法変更		
平成19年6月26日	機械濃縮設備追加に伴う運転方法等追加及び変更		
	特別高圧変電設備停電時フローチャート追加		
	1-1 水処理施設	沈砂運搬方法変更、計量方法追加	
	1-2 汚泥処理施設	機械濃縮設備追加、追加に伴う汚泥濃縮槽、脱水機運転方法変更。汚泥ケーキ移送作業方法追加。汚泥ケーキ、灰等計量方法追加。	
	1-3 脱臭設備	風量測定追加	
	1-A 処理施設容量	汚泥濃縮機(常圧浮上装置)追加	
	1-B 処理フローシート	機械濃縮設備追加	
	1-C 設備フローシート	機械濃縮設備追加、トラックスケール追加	
	1-G 汚泥処理施設の運転方法	機械濃縮設備運転方法追加及び追加に伴う汚泥濃縮槽、脱水機運転方法変更	
	2-1-3 特別高圧変電設備停電時フローチャート	特別高圧変電設備停電時フローチャート追加	
	3-B 空調設備・換気設備操作方法	機械濃縮棟追加	
	3-C ポンプ類操作方法	機械濃縮棟ポンプ追加、濃縮汚泥引き抜きポンプ(濃タン棟)更新に伴う変更	
	3-D 用水系統図	機械濃縮設備関係追加	
	3-E 清掃方法	機械濃縮設備関係追加	
	3-F 凍結防止対策	機械濃縮棟追加	
	3-H 月報記入計算基準	機械濃縮追加に伴う変更及び電力量変更	
	3-J 点検作業手順一覧表	汚泥ケーキコンテナ貯留及び汚泥焼却炉投入ホッパケーキ移送作業手順書追加	

改訂年月日	主な改訂	備考																																																																					
平成21年4月1日	1号焼却炉(予備機)休止に伴う運転方法等の変更																																																																						
	新諏訪汚水ポンプ場の更新に伴う運転方法等の変更																																																																						
	川合新田汚水ポンプ場の施設管理範囲の変更																																																																						
	<table border="1"> <tr><td>1-1</td><td>水処理施設</td><td>沈砂搬出・受入れの変更</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>汚泥処理施設</td><td>重力濃縮及び汚泥ケーキ運搬の変更</td></tr> <tr><td>1-3</td><td>脱臭設備</td><td>沈砂池ポンプ棟の追加</td></tr> <tr><td>1-7</td><td>廃棄物管理</td><td>廃棄物収集運搬に伴う計量票の追加</td></tr> <tr><td>1-11</td><td>地球温暖化防止対策</td><td>長野市役所温暖化防止実行計画に改定</td></tr> <tr><td>1-12</td><td>計量システム</td><td>計量システム運転方法の追加</td></tr> <tr><td>1-A</td><td>処理施設要領</td><td>容量等の変更</td></tr> <tr><td>1-G</td><td>汚泥処理施設の運転方法</td><td>1号焼却炉(予備機)休止に伴う変更</td></tr> <tr><td>1-T</td><td>重油・灯油緊急対応フローチャート</td><td>連絡網の変更</td></tr> <tr><td>1-Z</td><td>アクアパルパル運搬経路図</td><td>汚泥運搬経路図の追加</td></tr> <tr><td>2-3</td><td>水処理異常時の運転</td><td>異常時の対応方法の追加</td></tr> <tr><td>2-4</td><td>その他の非常時</td><td>光化学オキシダント注意報、警報及び重大事故の追加</td></tr> <tr><td>3-F</td><td>凍結防止対策</td><td>汚泥濃縮タンク棟、機械濃縮棟の追加</td></tr> <tr><td>4-1</td><td>ポンプ場共通事項</td><td>ポンプ場の巡視点検の変更</td></tr> <tr><td>4-2</td><td>安茂里汚水ポンプ場の運転方法</td><td>ポンプ等運転方法の変更</td></tr> <tr><td>4-3</td><td>故障発生時の対処方法</td><td>安茂里汚水ポンプ場主ポンプ故障対応の追加</td></tr> <tr><td>4-4</td><td>新諏訪汚水ポンプ場の運転方法</td><td>設備更新によるマンホールポンプ方式への変更</td></tr> <tr><td>4-6</td><td>マンホールポンプ通報装置管理</td><td>特環・農集施設等の追加</td></tr> <tr><td>4-D</td><td>新諏訪汚水ポンプ場配置図</td><td>設備更新に伴う変更</td></tr> <tr><td>4-E</td><td>新諏訪汚水ポンプ場マンホールポンプ図</td><td>追加</td></tr> <tr><td>4-G</td><td>川合新田汚水ポンプ場配置図</td><td>施設管理範囲の変更</td></tr> <tr><td>4-J</td><td>ポンプ場水位設定表</td><td>安茂里・新諏訪汚水ポンプ場の水位変更</td></tr> <tr><td>4-K</td><td>ポンプ場監視警報盤対処</td><td>安茂里・新諏訪汚水ポンプ場の故障警報変更</td></tr> </table>	1-1	水処理施設	沈砂搬出・受入れの変更	1-2	汚泥処理施設	重力濃縮及び汚泥ケーキ運搬の変更	1-3	脱臭設備	沈砂池ポンプ棟の追加	1-7	廃棄物管理	廃棄物収集運搬に伴う計量票の追加	1-11	地球温暖化防止対策	長野市役所温暖化防止実行計画に改定	1-12	計量システム	計量システム運転方法の追加	1-A	処理施設要領	容量等の変更	1-G	汚泥処理施設の運転方法	1号焼却炉(予備機)休止に伴う変更	1-T	重油・灯油緊急対応フローチャート	連絡網の変更	1-Z	アクアパルパル運搬経路図	汚泥運搬経路図の追加	2-3	水処理異常時の運転	異常時の対応方法の追加	2-4	その他の非常時	光化学オキシダント注意報、警報及び重大事故の追加	3-F	凍結防止対策	汚泥濃縮タンク棟、機械濃縮棟の追加	4-1	ポンプ場共通事項	ポンプ場の巡視点検の変更	4-2	安茂里汚水ポンプ場の運転方法	ポンプ等運転方法の変更	4-3	故障発生時の対処方法	安茂里汚水ポンプ場主ポンプ故障対応の追加	4-4	新諏訪汚水ポンプ場の運転方法	設備更新によるマンホールポンプ方式への変更	4-6	マンホールポンプ通報装置管理	特環・農集施設等の追加	4-D	新諏訪汚水ポンプ場配置図	設備更新に伴う変更	4-E	新諏訪汚水ポンプ場マンホールポンプ図	追加	4-G	川合新田汚水ポンプ場配置図	施設管理範囲の変更	4-J	ポンプ場水位設定表	安茂里・新諏訪汚水ポンプ場の水位変更	4-K	ポンプ場監視警報盤対処	安茂里・新諏訪汚水ポンプ場の故障警報変更	
1-1	水処理施設	沈砂搬出・受入れの変更																																																																					
1-2	汚泥処理施設	重力濃縮及び汚泥ケーキ運搬の変更																																																																					
1-3	脱臭設備	沈砂池ポンプ棟の追加																																																																					
1-7	廃棄物管理	廃棄物収集運搬に伴う計量票の追加																																																																					
1-11	地球温暖化防止対策	長野市役所温暖化防止実行計画に改定																																																																					
1-12	計量システム	計量システム運転方法の追加																																																																					
1-A	処理施設要領	容量等の変更																																																																					
1-G	汚泥処理施設の運転方法	1号焼却炉(予備機)休止に伴う変更																																																																					
1-T	重油・灯油緊急対応フローチャート	連絡網の変更																																																																					
1-Z	アクアパルパル運搬経路図	汚泥運搬経路図の追加																																																																					
2-3	水処理異常時の運転	異常時の対応方法の追加																																																																					
2-4	その他の非常時	光化学オキシダント注意報、警報及び重大事故の追加																																																																					
3-F	凍結防止対策	汚泥濃縮タンク棟、機械濃縮棟の追加																																																																					
4-1	ポンプ場共通事項	ポンプ場の巡視点検の変更																																																																					
4-2	安茂里汚水ポンプ場の運転方法	ポンプ等運転方法の変更																																																																					
4-3	故障発生時の対処方法	安茂里汚水ポンプ場主ポンプ故障対応の追加																																																																					
4-4	新諏訪汚水ポンプ場の運転方法	設備更新によるマンホールポンプ方式への変更																																																																					
4-6	マンホールポンプ通報装置管理	特環・農集施設等の追加																																																																					
4-D	新諏訪汚水ポンプ場配置図	設備更新に伴う変更																																																																					
4-E	新諏訪汚水ポンプ場マンホールポンプ図	追加																																																																					
4-G	川合新田汚水ポンプ場配置図	施設管理範囲の変更																																																																					
4-J	ポンプ場水位設定表	安茂里・新諏訪汚水ポンプ場の水位変更																																																																					
4-K	ポンプ場監視警報盤対処	安茂里・新諏訪汚水ポンプ場の故障警報変更																																																																					
平成25年10月1日	平成24年7月の集中豪雨による沈砂機械室浸水事故に対応するため																																																																						
	大雨時及びポンプ井水位増加時対応フローチャートを改定																																																																						
	水処理4系列2/2完成に伴う運転方法、活性汚泥流出防止操作フローチャート変更																																																																						
	地震発生時の対応追加																																																																						
	酸素濃度・硫化水素濃度測定方法追加																																																																						
	東部・上流(市内)・下流(市内)処理区マンホールポンプの運転方法等追加																																																																						
	<table border="1"> <tr><td>1-1</td><td>水処理施設</td><td>しさ・沈砂搬出の変更、反応タンクの運転変更</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>汚泥処理施設</td><td>重力濃縮の運転変更</td></tr> <tr><td>1-3</td><td>脱臭設備</td><td>活性炭カートリッジ、塔内ホイストの維持管理追加</td></tr> <tr><td>1-6</td><td>施設管理</td><td>堤防出入口の開閉方法変更、植栽管理追加</td></tr> <tr><td>1-7</td><td>廃棄物管理</td><td>ISO関係削除、マニフェスト報告追加</td></tr> <tr><td>1-8</td><td>燃料管理</td><td>ISO関係削除</td></tr> <tr><td>1-9</td><td>薬品管理</td><td>ISO関係削除</td></tr> <tr><td>1-A</td><td>処理施設要領</td><td>容量等の変更</td></tr> <tr><td>1-C</td><td>設備フローシート</td><td>初沈・エアタン・終沈池数変更</td></tr> <tr><td>1-D</td><td>流入ゲートの操作方法</td><td>電動ゲート・油圧ゲートごとの操作法に変更</td></tr> <tr><td>1-E</td><td>主ポンプの操作方法</td><td>吐出量と運転台数表改定</td></tr> <tr><td>1-F</td><td>水処理処理施設の運転方法</td><td>水処理4系列2/2完成に伴う変更</td></tr> <tr><td>1-G</td><td>汚泥処理施設の運転方法</td><td>水処理4系列2/2完成に伴う変更</td></tr> <tr><td>1-H-1</td><td>脱臭設備運転設定値一覧表</td><td>濃縮タンク棟活性炭カートリッジ追加に伴う変更</td></tr> <tr><td>1-R</td><td>廃棄物一覧表</td><td>基本的事項、分別一覧変更</td></tr> <tr><td>1-T</td><td>重油・灯油緊急時対応フローチャート</td><td>緊急事態・非常事態対応追加</td></tr> <tr><td>1-V</td><td>薬品緊急時対応フローチャート</td><td>緊急事態・非常事態対応追加</td></tr> <tr><td>1-W</td><td>外灯・街路灯の点灯時間</td><td>消灯時間変更、地元要望追加</td></tr> <tr><td>1-Z</td><td>アクアパル千曲運搬経路図</td><td>運搬経路変更</td></tr> <tr><td>2-1</td><td>電気設備事故時の運転</td><td>緊急事態・非常事態追加</td></tr> </table>	1-1	水処理施設	しさ・沈砂搬出の変更、反応タンクの運転変更	1-2	汚泥処理施設	重力濃縮の運転変更	1-3	脱臭設備	活性炭カートリッジ、塔内ホイストの維持管理追加	1-6	施設管理	堤防出入口の開閉方法変更、植栽管理追加	1-7	廃棄物管理	ISO関係削除、マニフェスト報告追加	1-8	燃料管理	ISO関係削除	1-9	薬品管理	ISO関係削除	1-A	処理施設要領	容量等の変更	1-C	設備フローシート	初沈・エアタン・終沈池数変更	1-D	流入ゲートの操作方法	電動ゲート・油圧ゲートごとの操作法に変更	1-E	主ポンプの操作方法	吐出量と運転台数表改定	1-F	水処理処理施設の運転方法	水処理4系列2/2完成に伴う変更	1-G	汚泥処理施設の運転方法	水処理4系列2/2完成に伴う変更	1-H-1	脱臭設備運転設定値一覧表	濃縮タンク棟活性炭カートリッジ追加に伴う変更	1-R	廃棄物一覧表	基本的事項、分別一覧変更	1-T	重油・灯油緊急時対応フローチャート	緊急事態・非常事態対応追加	1-V	薬品緊急時対応フローチャート	緊急事態・非常事態対応追加	1-W	外灯・街路灯の点灯時間	消灯時間変更、地元要望追加	1-Z	アクアパル千曲運搬経路図	運搬経路変更	2-1	電気設備事故時の運転	緊急事態・非常事態追加										
1-1	水処理施設	しさ・沈砂搬出の変更、反応タンクの運転変更																																																																					
1-2	汚泥処理施設	重力濃縮の運転変更																																																																					
1-3	脱臭設備	活性炭カートリッジ、塔内ホイストの維持管理追加																																																																					
1-6	施設管理	堤防出入口の開閉方法変更、植栽管理追加																																																																					
1-7	廃棄物管理	ISO関係削除、マニフェスト報告追加																																																																					
1-8	燃料管理	ISO関係削除																																																																					
1-9	薬品管理	ISO関係削除																																																																					
1-A	処理施設要領	容量等の変更																																																																					
1-C	設備フローシート	初沈・エアタン・終沈池数変更																																																																					
1-D	流入ゲートの操作方法	電動ゲート・油圧ゲートごとの操作法に変更																																																																					
1-E	主ポンプの操作方法	吐出量と運転台数表改定																																																																					
1-F	水処理処理施設の運転方法	水処理4系列2/2完成に伴う変更																																																																					
1-G	汚泥処理施設の運転方法	水処理4系列2/2完成に伴う変更																																																																					
1-H-1	脱臭設備運転設定値一覧表	濃縮タンク棟活性炭カートリッジ追加に伴う変更																																																																					
1-R	廃棄物一覧表	基本的事項、分別一覧変更																																																																					
1-T	重油・灯油緊急時対応フローチャート	緊急事態・非常事態対応追加																																																																					
1-V	薬品緊急時対応フローチャート	緊急事態・非常事態対応追加																																																																					
1-W	外灯・街路灯の点灯時間	消灯時間変更、地元要望追加																																																																					
1-Z	アクアパル千曲運搬経路図	運搬経路変更																																																																					
2-1	電気設備事故時の運転	緊急事態・非常事態追加																																																																					

令和5年9月1日	1-1	水処理施設	反応タンク運用変更
	1-2	汚泥処理施設	生汚泥し渣積み込み場所の変更
	〃	〃	脱水汚泥搬出(アクアパル千曲)時間の変更
	1-4	特別高圧受電設備	常用及び予備の高圧配電線運用方法を追加
	1-6	施設管理	上水メータ確認頻度を追加
	1-11	地球温暖化防止対策	東部浄化センター地球温暖化防止実行計画削除
	1-12	計量システム運転方法	ICカード追加
	1-A	処理施設容量	令和3年度認可書の内容に変更
	1-E	主ポンプ	ポンプ井高水位運転の追加
	1-F	水処理施設の運転方法	沈砂池設備の運転回数の変更
	1-0	廃棄物保管場所一覧表	低濃度PCB廃棄物の処理期限追記
	1-P	燃料等一覧表	管理本館据置タンク廃止により削除
	1-R	薬品一覧表	生汚泥し渣コンテナ消臭剤の追加
	1-S	薬品緊急時対応フローチャート	連絡先に関連区長追加
	2-1	電気設備事故時の運転	H30年非常用発電機更新内容の反映
	2-2-3	活性汚泥流出防止操作フローチャート	報告書類追加、水質分析項目(電気伝導率・透視度)削除
	2-2-4	場内排水及び貯留フローチャート	新規追加
	2-3	水処理異常時の運転	(4)水質汚濁事故 追加
	2-3-3	油類流入時の対応	(2)ア 追加
	2-H	事故・届出報告一覧表	東部浄化センター事故・災害発生時の連絡体制フロー 追加
	3-A	電気設備点検要領	点検種類・頻度等の変更(保安規程による)
	5章	マンホールポンプ場の管理	真空下水道削除(6章へ移行)
	6章	真空下水道の管理	新規追加(5章より移行)
	7-A-1	関連文書	報告様式根拠文書 追加
	7-B-16	下水道施設被害状況の報告	追加